

**「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」
に対して寄せられた意見の概要（各論）【速報版(3)】**

（前注）

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見募集の結果、団体から193団体、個人から469名の意見（数字はこの資料作成時の速報値）が寄せられた。
- この資料では、原則として以下の略語を用いる。
「中間試案」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案
「概要」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）の（概要）欄
「補足説明」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明の（補足説明）欄
- この資料では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を、【賛成】、【反対】、【その他の意見】等の区分に整理し、意見を寄せた団体の名称及び個人の人数を記載するとともに、理由等が付されているものについては、その要旨を紹介している。理由等の要旨は、その内容に応じて、団体の名称を記載した区分とは異なる区分において紹介している場合がある。
- 各団体の名称は、別添「意見提出団体とその略称対比表」に基づく略称で紹介している。
- 寄せられた意見の中で、表現が異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめている。
- 中間試案に掲げた個々の項目と関係がないと判断された意見や趣旨が不明であった意見などについては、この資料で紹介していない。

第3 意思表示（第3については、一部の意見の取りまとめが未了である。）

【全体に関する意見】

- ・ 全体として改正する必要はない。従前の判例解釈で十分である。（長野弁）

1 心裡留保（民法第93条関係）

民法第93条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。ただし、相手方が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とするものと

する。

(2) 上記(1)による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができないものとする。

(1)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、慶大、ドイツ研、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、日大、親和会、広大、平田総合、日弁連消費者委、日司連、二弁、最高裁（比較的多数）、

- ・ 相手方が表意者に意思表示に対応する内心の意思がないことを知り、又は知ることができたときは、保護する必要はない。
- ・ 一般的な理解に合致するものである。
- ・ 意思表示の相手方にとって、表意者の真意の内容は意思表示以外の要素からは知り得ないのが通常であるし、「真意」の立証の負担も不当に重くなる。

狭義の心裡留保と非真意表示を区別しないことについて

- ・ 実際の事案において狭義の心裡留保とそれ以外の心裡留保を区別することは著しく困難であり、実務に混乱をもたらす。
- ・ 狭義の心裡留保と非真意表示を区別しなくても、「知ることができた」の判断で妥当な結論を導くことができる。

【反対】

早大、改正研

狭義の心裡留保と非真意表示を区別すべきという意見

- ・ 民法93条の心裡留保には狭義の心裡留保と非真意表示が含まれており、相手方を誤信させる意図を持って行う狭義の心裡留保の場合には、相手方が悪意の場合にのみ意思表示を無効とすべきである。

改正の必要がないことを理由とするもの

【その他】

- ・ 表意者は表示が真意ではないことを知っていたのであるから、単なる過失ある相手方との関係では表意者より相手方を保護すべきであり、悪意又は重過失の相手方のみ無効主張できるとすべきである。（大阪弁）
- ・ 第三者の範囲や意味について、「その意思表示を前提にして新たに法律関係に入った第三者（あるいは「利害関係を有した第三者）」のように明確に規定すべきである。（広大）
- ・ 迂回融資であることを認識していた金融機関に対する名義貸与者たる借主の責任を否定すべく93条ただし書を類推適用した裁判例（名古屋高判平成6年11月30日金法1436号32頁、大阪高判平成11年5月27日金判1085号25頁、広島

高岡山支判平成12年9月14日金判1113号26頁など)があるので、これらの裁判例の動向を妨げないように配慮すべきである。(日大)

- ・ 心裡留保という概念も分かりにくいので、分かりやすい表現を用いるのが妥当である。(東弁、福岡弁)

(2)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、東弁倒産法、慶大、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、日司連、二弁、最高裁(比較的多数)

- ・ 心裡留保は表意者の帰責性が強い場合であるから、第三者保護要件としては善意で足りるとすべきである。
- ・ 判例の明文化であり、妥当である。
- ・ 94条2項の類推適用ではなく、第三者保護要件を規定する方が分かりやすい。

【反対】

札幌弁、改正研

要件に異論があることを理由とするもの

- ・ 第三者の「善意」のみならず、「無過失」が必要とすべきである。
- ・ 心裡留保による無効は、狭義の心裡留保の場合には善意(無重過失)の第三者に対抗できないのに対し、非真意表示の場合には善意無過失の第三者にのみ対抗できないとすべきである。

2 錯誤(民法第95条関係)

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 意思表示に錯誤があった場合において、表意者がその真意と異なることを知っていたとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。

(2) 目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、当該錯誤がなければ表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。

ア 意思表示の前提となる当該事項に関する表意者の認識が法律行為の内容になっているとき。

イ 表意者の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき。

(3) 上記(1)又は(2)の意思表示をしたことについて表意者に重大な過失があった場合には、次のいずれかに該当するときを除き、上記(1)又は(2)による意思表示の取消しをすることができないものとする。

ア 相手方が、表意者が上記(1)又は(2)の意思表示をしたことを知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるとき。

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

(4) 上記(1)又は(2)による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

(注) 上記(2)イ（不実表示）については、規定を設けないという考え方がある。

(1)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、札幌弁、慶大、大分弁、労働弁、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、NACS、二弁、最高裁（比較的多数）

要素の錯誤の内容を規定することについて

- ・ 確立した判例に従った定式化であり、分かりやすい民法の実現に資する。
- ・ 方針に賛成するが、「通常人」がどういった人を指すのか、一概には分からないので何らかの前提を付すべきである。

効果を取消可能とすることについて

- ・ 錯誤による無効は判例上相対的無効とされており、実質的に取消しと類似している。
- ・ 詐欺、強迫についての効果が取消しであることと比べて表意者の帰責性が強いと考えられる錯誤の効果が無効であるというのは均衡を失っている。
- ・ 錯誤と詐欺の効果の違いを合理的に説明することは困難であることから、取消とすべきである。
- ・ 効果を取消しにする必要性が見出しがたいが、反対まではしない。

【反対】

立大、生保協、ファンの会、改正研、改めて見直す会

- ・ 判例に統一性が見出せず、学説も収斂していない現況にかんがみると、現時点での規律は早計である。

効果を取消可能とすることについて

- ・ 錯誤の効果を取消しに改める一方、同じく意思の欠缺である心裡留保、虚偽表示の効果については無効が維持されており、意思理論をどのように考えているのか不明である。
- ・ 効果を取消可能とした場合、取消期間が経過すると保護が及ばなくなるおそれ

がある。

- ・ 錯誤の効果を取消しに変更すると、取消権の消滅をめぐって紛争が生じたり錯誤者側に立証の負担が生じたりする。
- ・ 取消し意思表示を要求することが酷な場合もある。
- ・ 長期間継続する契約には、取消期間が経過した時点でなお未履行・未発生の債権・債務が存在している場合がある。そのような場合においても、表意者が契約に拘束されるのは不合理である。

【その他の意見】

- ・ 効果を取消しに変更する場合、破産手続開始前に破産者が有していた取消権を破産管財人が行使できるものとすべきである。(東弁倒産法)
- ・ 「錯誤」という文言も改めるべきである。「意思表示に錯誤があった」と規定するよりも「真意と異なることを知らずに真意と異なる意思表示をした」、「目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があり」と規定するよりも「目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項を誤って認識して意思表示をした」と規定してはどうか。(福岡弁)
- ・ 「要素」の要件を明確化することで、かえって実務に混乱をきたさないか懸念がある。端的に「要素」という用語を使えばよい。(日大)
- ・ 「表意者が自分の真意と異なることを知る」は分かりにくく、「表意者が錯誤に気づいていれば意思表示せず」というような平易な表現にすべきである。(全宅連)
- ・ 「通常人」という文言が適切かどうかについてさらに検討すべきである。(日弁連、全宅連)
- ・ 「通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるとき」という要件を「一般取引の通念に照らし妥当と認められるとき」とすべきである。(日司連)

②アについて

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、労働弁、ドイツ研、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、親和会、平田総合、NACS、群馬弁、日司連、二弁

- ・ 判例法理の明文化であり、妥当である。
- ・ 動機が法律行為の内容とされた場合に限り、その動機に関する錯誤のリスクを相手方に転嫁することが正当化できる。
- ・ 判例は表示されればどのような動機でも顧慮するのではなく、性状の錯誤又はそれに等しい重要な部分に関する錯誤に限定している。また、動機の表示の有無

は動機が「法律行為の内容となったこと」かどうかの判断の一要素に位置づけられている。

- ・ 動機が明示的に表示されることは実際には考え難く、黙示の表示という構成で保護を図ってきたのが実態であり、「表示」を要件としなのが相当である。

【反対】

一弁、改正研、改正研、改めて見直す会

- ・ 中間試案は、合意と現実の不整合が錯誤顧慮の原理であり、動機が法律行為（契約）内容になることで錯誤のリスクを相手方に転嫁できるという考え方を基礎にしている。しかし、第1に、合意と事実の不整合を問題とするなら契約責任が優先的に問題になるはずである。第2に、性状錯誤の特殊性を考慮していない。性状錯誤は目的物との密接関連性を有するため、その顧慮原理は他の動機錯誤とは異なるべきである。第三に、誤解のリスクが相手に移転されることが錯誤顧慮につながる理由が不明である。当事者の合意を尊重するなら、むしろこれは契約を維持する方向に働くと思われる。以上から、中間試案の考え方は支持できない。
- ・ 動機が表示されることを要件とすべきである。「法律行為の内容となっている」では、法律行為の定義が分からないことから、どういった事情を主張・立証し、また争点として形成されるのかが曖昧となり、十分な審理ができなくなるおそれがある。
- ・ 「法律行為の内容になっている」という要件は従来判例法理を適切に表現しているとはいえず、「意思表示の内容として表示されているとき」等とすべきである。

【その他の意見】

「意思表示の前提となる事項」という表現について

- ・ 「前提となる事項」の意味するところが不明瞭であることから、長く使われてきた「動機」という言葉を使うほうがよいようにも思われる。（早大、日大）
- ・ 動機を「目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項」と言い換えることに反対する意見があった。（最高裁）
- ・ 目的物の性質や状態とは無関係な事項について錯誤があった場合も、「意思表示の前提となる事項」に錯誤がある場合と言えるか不明確である。（西川シドリ）

動機の表示について

- ・ 判例法理は動機の表示が重視されていると理解すべきであるから、「意思表示の前提となる当該事項に関する表意者の認識（動機）が表示されること」を要件とすべきである。（日弁連、大分弁、埼玉青年書士、日弁連消費者委、コンビニ問題弁連）

「法律行為の内容になった」という要件について

- ・ 契約内容化要件の具体的意味内容を明確化すべきである。例えば、「意思表示の前提となる当該事項に関する表意者の認識に錯誤があれば契約を取り消すことができるものとするに相手方の（明示又は黙示の）同意があるとき。」とすることが考えられる。（森濱田松本、流動証券協）
- ・ 当事者間に動機の錯誤のリスクを転嫁する合意がある場合にはそのリスクが表意者から相手方に転嫁されると考えてよいが、消費者を含めてすべての表意者にこのような自己防衛を期待することはできない。他方、個別的なリスク転嫁の合意が存在しなくても、法律行為の性質から「法律行為の内容になっている」ことが認められる場合がある。このように、「法律行為の内容になっている」という状況は、法律行為の当事者の知識、経験や契約の性質を考慮して判断されるべきであるから、これを、例えば、「法律行為の性質、当事者の知識及び経験、その他当該意思表示に関する一切の事情に照らし、法律行為の内容になっているとき」と改めることが考えられる。（早大）
- ・ 「法律行為の内容になる」という要件の具体的中身は明確でない。例えば、「甲による表明保証事項と異なる一定の事由が取引実行前に発覚した場合には、乙は本契約を解除することができる」旨の定めがあったとしても、「甲による表明保証事項と異なる一定の事由が取引実行後に発覚した場合には、乙は甲に対し損失の補償を求めることができる」旨の定め（すなわち、契約を維持することを前提とする定め）がある場合には、当該表明保証事項は法律行為の内容とならないと理解してよいか。（長島大野常松）

②イについて

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、大分弁、福岡弁、東弁全期会、親和会、平田総合、消費者支援関西、日弁連消費者委、NACS、コンビニ問題弁連、全信保連、群馬弁、埼玉青年書士、日司連、消費者機構日本、二弁

- ・ 詐欺の故意（二段の故意）の立証は困難である一方、錯誤無効の要件充足が難しい事案も存することが指摘されており、相手方の不実表示によって錯誤に陥った者の救済が必要である。
- ・ 相手方の不実表示により表意者が動機の錯誤に陥った場合には、それ以外の動機の錯誤の場合に比べて表意者の帰責性が小さいから、表意者を契約の拘束力からの解放を認める必要がある。相手方には錯誤の原因を作った（不実表示）という帰責性があるため、その動機が法律行為の内容とならない場合でも、意思表示を取り消されてもやむを得ない。

要件について中間試案と異なる提案をした上で賛成する意見

- ・ 民法に規定を設けると、格差がない関係にも適用されるため、その範囲を適正

に限定する必要がある、信頼の正当性を要件とするなど、規範性、評価性の高い要件を付加することを検討すべきである。

- ・ 「相手方が事実と異なることを表示したため」ではなく、「相手方が表意者の事実誤認を惹起する表示をしたため」に変更すべきである。不実表示に限定すると、抽象的、多義的、学術的表現などが用いられた場合、一般消費者には知識等の不足のために誤認をするおそれがあるが、専門的な知識や経験に基づいて解釈すれば不実表示とまではいえないとされるおそれがある。

【反対（注の考え方に賛成）】

経団連、同友会、日商・東商、一弁、TMI、森濱田松本、連合、立大、静岡書士、生保協、貿易会、西村あさひ、愛知弁司法制度調査委、長島大野常松、堂島、日大、全銀協、不動協、オリックス、流通系クレ協、サービサー協、ガス協、経済法令研、全宅連、損保協、改正研、不動産証券化協、電情産協、クレ協、クレカ協、信販協、流動証券協、日証協、JCFA、全中、貸金業協、改めて見直す会、車販協

規定を設ける必要性がないことを理由とする意見

- ・ 相手方が事実と異なる表示をしたことにより錯誤に陥った場合については、消費者契約においては消費者契約法、事業者間契約においては表明保証条項と前掲条件・解除条件・損失補償条項等を契約に盛り込むことにより、適切に対応できていると、民法に重ねて規律を設ける必要はない。

従来の裁判例と異なることを理由とする意見

- ・ 従来の裁判例は、相手方に惹起された動機の錯誤の事例においても、「動機が表示されていること」、「動機が法律行為の内容となっていること」等の要件を求めることが通常である。動機の錯誤が相手方の表示によって引き起こされた場合に、「法律行為の内容になる」などの要件を満たさなくても錯誤無効が認められるという規律が従来の判例法理であるとは言えない。

取消しの要件が不当であることを理由とする意見

- ・ 誤った事実を表示したことについて相手方に（重）過失がない場合にも取り消すことができるのは相手方にとって酷であり、双方の利益のバランスを適切に取ったものとは言えない。
- ・ 表見代理の要件を比較すると、「相手方は自ら誤った事実を表示して表意者の錯誤を引き起こした以上、取消しを受忍するのやむを得ない」という考え方は自明のものではなく、むしろ、現行法や中間試案における類似の状況に関する規定が示す価値判断と必ずしも整合していないと言える。
- ・ 本来、「相手方が事実と異なることを表示した」ことに起因して錯誤に陥った表意者を保護するかどうかは、相手方の帰責性を考慮する詐欺の範疇で処理されるべき問題であり、表意者の認識が「法律行為の内容」になっていない場合にまで、錯誤取消を認めるべきではない。

- ・ 何について不実表示があった場合に契約が取り消され得るのかが不明確であり、景品表示法上問題のないイメージアップ文言等から勘違いが生じた場合であっても、不実表示に基づく要素の錯誤に該当する可能性は否定できない。
- ・ 不実表示が意思決定に及ぼす影響は個別具体的な事情により様々であるため、意思表示の効力を否定することができるような不実表示の要件を一律に定めることは困難である。
- ・ 表意者が相手方の表示を信じたことに正当な理由（無過失）を要求すべきである。
- ・ 相手方による不実の表示と表意者の意思表示の間に因果関係を要求すべきである。
- ・ 不実表示の規定を設けるとしても、事業者間取引に適用があるとするのは妥当ではない。
- ・ 「事実と異なること」の範囲・程度が不明確である。

規定を設けた場合の弊害を理由とする意見

- ・ 相手方が事実と異なる表示をしたために錯誤に陥った場合でも、表意者から相手方に対する損害賠償を認め、表意者の過失については過失相殺の枠組みを用いて考慮したほうが柔軟で妥当な解決を導くことができる。法的安定性の観点から、取消しの対象とすべきではない。
- ・ 錯誤取消しを主張することができる場合を拡大することにより、取引の安全を害したり、自由で活発な取引を委縮させるおそれがある。
- ・ 濫用的な錯誤主張がされるおそれがある。
- ・ 「表明保証」が用いられた場合の違反の効果は損害賠償又は一定の補償とすることが通常であるのに、表明保証違反に対して取消しまで認めてしまう可能性が生ずるなど、現在行なわれている事業者間取引の安定性を大きく損ねることになると思われる。
- ・ 取消権は追認できる時から3年、行為の時から10年間行使可能になるが、消費者契約では追認できる時から6か月、行為の時から5年間である。改正提案では現行民法より錯誤の要件が緩和され消費者保護が強化されるため、消費者の利益の擁護を目的とする消費者契約法との関係、保護のバランスについても考慮する必要があると考えられる。
- ・ 情報力・交渉力において劣位にある中小企業や消費者が不実表示をした場合にも取消権が認められると、かえって劣位にある者にとって不利になる。
- ・ 採用面接時に応募者が労働能力とは直接関係のない事柄（思想・信条等を含む）について事実と異なる表示をしたことを理由として、使用者が労働契約締結後に採用取消しを行う危険があり、労働者の雇用保障及び思想・信条の自由やプライバシー、人格権の保障が後退する懸念がある。

その他

- ・ 不実表示は錯誤とは性質が異なり、規定するとしても、錯誤の箇所に入れるのはおかしい。

【その他の意見】

錯誤等他の制度との関係について

- ・ 詐欺の規定及び消費者契約法4条1項1号に重ねて規定を設ける必要性に疑問を呈する意見やこれらの規定との関係を整理する必要があるとの指摘があった。(最高裁)
- ・ 表意者の意思表示の瑕疵に、相手方の不実表示の要素を加味する点で、木に竹を接ぐ感が残る。むしろ、(2)ア・イを合わせて、「目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項について表意者に錯誤があり、かつ、そのことを相手方が知り、または知りえた場合において、当該錯誤がなければ表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。」と規定してはどうか。(慶大)
- ・ 不実表示は、錯誤と詐欺の間に位置する法理として錯誤とは別個に規定し、それに適切な取消要件を与えるべきである。(早大)
- ・ 相手方の表示した事実が真実と異なっていたり、相手方が有利な事実のみを告げてこれと表裏一体の関係にある不利益な事実を告げなかったりするような場合には、その契約の効力を否定するのが取引正義にも適う。「不実表示」はそのような取引正義の観点から出発した考え方であるので、錯誤の一部ではなく、錯誤の規定と詐欺の規定の間に独立した条文として配置し、適切な取引の監視役として機能できるようにすべきである。(全青司協)

要件について

- ・ 相手方が別の事実を表示しなかったために、総合して事実と異なることを表示することになる場合も含むと規定すべきである。(コンビニ問題弁連)
- ・ 不作為による不実表示も含まれるならば、その点を条文上明記すべきではないか。(西川シドリー)
- ・ 表意者側の正当を要件とすべきである(早大、日本GE)
- ・ 相手方の帰責事由を要件とすべきである。(日本GE)
- ・ 不実表示においては、第三者による不実表示や「相手方が責任を負うべき者」による不実表示も問題となるので、この場合についても取消しできる旨の規定を設けるべきである。(早大、日弁連消費者委、埼玉青年書士、日司連、大阪弁、群馬弁)

その他

- ・ 消費者が事業者に対して不実表示をした場合において事業者による意思表示の

取消しを一切認めないなどの片面的な内容とすべきでない。(損保協)

(3)について

【アに賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、札幌弁、慶大、大分弁、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、NACS、日司連、二弁、最高裁（複数）

- ・ 支配的見解の明文化であり、妥当である。
- ・ 相手方にも重過失がある場合には、相手方に保護されるべき信頼がなく、表意者に重過失があっても錯誤無効の主張が制限されるべきではない。

【アに反対】

改正研、改めて見直す会、車販協

- ・ 判例に統一性が見出せず、学説も収斂していない現況にかんがみると、現時点での規律は早計である。
- ・ 双方重過失の場合には、何らかの合意をしたという事実を重く見れば、取り消しまで認めるのはややいきすぎであり、損害賠償で調整すれば足りる。
- ・ 極めてまれにしか適用されないし、意思表示の解釈や重過失の判断と重複することにもなるので、規定を設ける必要はないという意見が複数あった。
- ・ 顧客が錯誤に陥っていることについてうっかりして気がつかなかったという場合にまで契約が取り消されるとされることは、取引の安全を害し、更に、取消しに対する懸念から検討コストや販売工数が増大し、取引の迅速性が阻害される。

【イに賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、札幌弁、大分弁、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、NACS、日司連、二弁、最高裁（複数）

- ・ 支配的見解の明文化であり、妥当である。
- ・ 相手方も同一の錯誤に陥っている場合には、法律行為の効力を維持して保護すべき正当な利益が相手方にあるとは言えない。
- ・ 表意者と相手方の保護のバランスを合理的に図ることができる。

【イに反対】

森濱田松本、流動証券協、改正研、改めて見直す会、車販協

- ・ 共通錯誤の場合に一律に無重過失要件を不要とする規律の導入については、無重過失要件の認定に慎重に意を用いている裁判例や、反対論が存在することを前提に慎重な検討が必要である。
- ・ 共通錯誤の教室事例はハイリスク・ハイリターンの投資行為であり、このような事例で、投資（ギャンブル）に外れたらなかったことにすることができるとい

う規定を設ける必要はない。

- ・ 不実表示の規律と共通錯誤の規律を同時に導入することには、問題が大きい。不実表示が問題となる事例の多くでは表意者の相手方も共通錯誤に陥っているから、仮に不実表示の規律を設け、同時に、共通錯誤の規律を設ける場合、一段と表意者に有利な規律となる。
- ・ 判例に統一性が見出せず、学説も収斂していない現況にかんがみると、現時点での規律は早計である。
- ・ 極めてまれにしか適用されないし、意思表示の解釈や重過失の判断と重複することにもなるので、規定を設ける必要はないという意見が複数あった。
- ・ 複数人が関与することが多い販売実務において、あるスタッフが勘違いしていた事項につき、具体的な説明状況から表意者が錯誤に陥ることに重過失があったと判断される場面においても錯誤主張がなされる可能性があるとしたら、法的安定性が損なわれ取引安全を図ることができない。

【その他の意見】

- ・ 相手方が表意者の錯誤を引き起こした場合については、重過失要件を不要とすべきである。(日弁連、大阪弁、日弁連消費者委)
- ・ 錯誤の効果を取消しにすると、「相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき」は、意思表示は無効と規定すべきである。(慶大)

(4)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、札幌弁、大分弁、愛知弁司法制度調査委、早大、親和会、平田総合、日弁連消費者委、日司連、二弁、最高裁（多数）

- ・ 第三者が保護されるのはその信頼が正当な場合であるから、善意・無過失を要件とすべきである。
- ・ 善意無過失を要件とすることにより、表意者保護と取引の安全保護のバランスを適切に取ることができる。
- ・ 一般的な理解に合致したものである。

【反対】

堂島、改めて見直す会

- ・ 錯誤の場合、表意者は、詐欺の被害者でない限り帰責性が大きいので、第三者が保護される要件に無過失は不要である。

【その他の意見】

- ・ 不実表示による錯誤の場合は、一般の錯誤に比べて表意者の帰責性が弱く、詐欺に近い類型であるので、第三者の悪意、有過失の立証責任についても、詐欺と

同様にするのが妥当である。(日弁連、大阪弁、東弁、東弁全期会)

- ・ 柔軟な解釈の余地を残すため、「善意の第三者に対抗することができない」とするにとどめるべきである。(慶大)
- ・ 第三者の範囲や意味について、「その意思表示を前提にして新たに法律関係に入った第三者(あるいは「利害関係を有した第三者」)」のように明確に規定すべきである。(広大)

錯誤に関するその他の意見

- ・ (1)における「錯誤」が真意と表示行為との食い違いを意味するのに対し、(2)の「錯誤」は、事実と認識との食い違いを意味しており、同一の文言が異なった意味で用いられるのは適切ではない。(愛媛法学会、日大)

3 詐欺(民法第96条関係)

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができるものとする。
- (2) 相手方のある意思表示において、相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人が詐欺を行ったときも、上記(1)と同様とする(その意思表示を取り消すことができる)ものとする。
- (3) 相手方のある意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、上記(2)の場合を除き、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。
- (4) 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

(注) 上記(2)については、媒介受託者及び代理人のほか、その行為について相手方が責任を負うべき者が詐欺を行ったときも上記(1)と同様とする旨の規定を設けるといふ考え方があ

(1)について

【賛成】

日弁連、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、沖縄弁法制委、東弁全期会、堂島、親和会、広大、平田総合、日弁連消費者委、日司連、二弁、最高裁(多数)

- ・ 現行法を維持するものである。

【その他の意見】

- ・ 分かりやすさの観点から、「表意者は、その意思表示を取り消すことができる」という文言にすべき。(広大)

(2)について

【代理人による詐欺の部分に賛成】

日弁連、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、日大、親和会、平田総合、日弁連消費者委、改正研、日司連、二弁、最高裁（比較的多数）

- ・ 相手方は代理人を利用して利益を得ているから、その詐欺行為につき相手方本人が知らないとしても、その行為につき相手方本人が責任を負い、詐欺取消の対象とされるべきことはやむを得ない。
- ・ 代理人については現在でも判例が民法101条1項を適用して詐欺の規定の適用を認めており、問題はない。

【代理人による詐欺の部分に反対】

長島大野常松

- ・ 取引当事者の双方（甲と乙）から委任を受けた代理人（丙）による詐欺について、だまされた当事者（甲）による取消しが認められるということであるとすれば、価値判断として疑問がないわけではない。場合によっては、甲丙間及び甲乙間の関係を比較すれば、むしろ前者の関係が深く、前者の関係を前提に、後者の関係が構築されたという事案も考えられるためである。第3(2)については、明文規定を置かず、解釈に委ねるという選択の方が妥当ではないか。

【媒介受託者による詐欺の部分に賛成】

日弁連、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、日大、親和会、平田総合、日弁連消費者委、改正研、消費者機構日本、最高裁（比較的多数）

- ・ 相手方は媒介受託者を利用し利益を得ているから、その詐欺行為につき相手方本人が知らないとしても、その行為につき相手方本人が責任を負うのが公平である。
- ・ 「媒介」概念は一般法としての民法で用いるにはなお不明確であり、条文化に適切でない。

【媒介受託者による詐欺の部分に反対】

一弁、慶大、立大、長島大野常松、全宅連、不動産流通協、信販協、改めて見直す会、二弁

- ・ 「契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者」については、範囲として広すぎる上、必ずしも本人と同視できない。
- ・ 相手方の代理人と媒介受託者を同列に扱うべきかは疑問が残る。
- ・ 媒介受託者は、実務上、第三者ではないかとの疑義があるという理由だけで、このような限定的な者について規定していいのかが疑問である。

- ・ 取引当事者の双方（甲と乙）から委託を受けた媒介受託者（丙）による詐欺について、だまされた当事者（甲）による取消しが認められるということであるとすれば、価値判断として疑問がないわけではない。場合によっては、甲丙間及び甲乙間の関係を比較すれば、むしろ前者の関係が深く、前者の関係を前提に、後者の関係が構築されたという事案も考えられるためである。第3(2)については、明文規定を置かず、解釈に委ねるという選択の方が妥当ではないか。
- ・ 不動産取引における媒介は受託者に対する信頼を起点として成立する代理とは大きく異なる。媒介業者による詐欺の事実を売主が知らない場合にまで、契約を取り消されるリスクを消費者たる売主に負わせることは消費者に過大な負担を強いることになり適当ではない。
- ・ 媒介業者が故意ではなく勘違いによって誤った説明をした場合に詐欺であると主張されるおそれがある。

【注に賛成】

慶大、早大、大阪弁、電話リース大阪、日弁連消費者委、NACS、日司連、消費者機構日本

- ・ 相手方が責任を負うべき第三者は96条2項の第三者ではないというのが起草者の理解であり、判例にも、他人を契約締結の衝にあたらせた場合には、その他人は民法96条2項の第三者には当たらないとするものがある。そうすると、注の考え方は現民法の立法趣旨や当初の解釈を再度確認するものにすぎない。
- ・ 媒介受託者や代理人以外にも、相手方が当該意思表示に関し使用した補助的地位にある者（関係会社の従業員等）による詐欺については、相手方本人側の者による詐欺であるから、その者による詐欺がなければ得られなかった利益を相手方本人に確保させるのは不当であり、相手方本人が知らなかったとしても取り消し得ることにすべきである。
- ・ （注）の考え方を採用すべきであるが、範囲を明確化するために検討を続けるべきである。

【注に反対】

貿易会、サービサー協

- ・ 範囲が不明確となる。
- ・ 不動産業者、コンサルティング会社などのサービサーの提携先が「その行為について相手方が責任を負うべき者」に該当してしまうと、サービサーと債務者との間で締結された和解契約等が当該提携先の債務者に対する詐欺行為により取り消されるおそれがあり、サービサー業務に不測の不利益を与える可能性がある。サービサー業務に不測の不利益が生じないように、外延が不明確な（注）の考え方には反対である。
- ・ 相手方本人と同視し得る者の判断基準については、契約の直接の媒介受託者の

ような具体的かつ限定的な判断基準を設け、その上で今後の議論に委ねることが望ましい。

【その他の意見】

- ・ 消費者契約法5条との整合性から、民法上も、受託者、代理人等の詐欺による取消規定を置くべきである。その際、受託者と代理人のみについて規定すると、それ以外の者に拡張する解釈が困難になる可能性がある。そこで、(注)の考え方を採り、どのような者が「その行為につき相手方が責任を負うべき者」に該当するかの解釈を裁判所に委ねるのが適切である。また、「その行為につき相手方が責任を負うべき者」が情報提供義務を負い、その違反につき故意があるという場合も、相手方に対する意思表示の取消しを認めるべきである。そこで、例えば、「相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人、その他その行為につき相手方が責任を負うべき者が第3-3(3)に掲げられた行為をしたときも、(1)の詐欺による意思表示があったものとする」と規定することが考えられる。(早大)
- ・ その詐欺が本人の詐欺と同視される者の範囲は、例示列举ではなく、トートロジーにならない包括的規定とするのが望ましい。(愛知弁司法制度調査委)
- ・ 「媒介」の概念を明らかにすべきであるという意見があった。(最高裁)

(3)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、NACS、改正研、日司連、貸金業協、二弁、最高裁(多数)

- ・ 相手方が保護されるためには、その信頼が保護に足りるものであることが必要であり、無過失を要件とすることが相当である。
- ・ 心裡留保において相手方が表意者の真意でないことを知り得た場合にも無効としたことに照らせば、心裡留保より保護の必要性が高い詐欺による表意者は、相手方に過失があるときは保護すべきである。
- ・ 第三者が詐欺を働いたことに加え、相手方の悪意まで立証することは困難である。表意者保護と取引の安全とのバランスを考えると、相手方に過失があるときには取消しを認めるべきである。
- ・ 判例、通説的見解を明文化するものである。

賛成した上で、加えて表意者側の要件を設けることを提案する意見

- ・ 詐欺に関与していない相手方は無過失を要求されるのに対して、表意者は欺かれたことに対する帰責性を問われないのでは、両者の均衡が図られない。相手方に善意無過失を要求すること自体には賛成だが、例えば欺罔行為に対する信頼の

正当性のように、表意者の帰責性を考慮する要件も検討すべきである。

【反対】

慶大、貿易会

- ・ 相手方がたとえ善意でも過失があれば表意者に取消しを認めるのは、民法における詐欺の要件としては緩やかにすぎる。
- ・ 必ずしも自己のコントロールの及ばない第三者が自己の契約の相手方に対してどのような説明等を行っていたのかを調査・把握しておかなければ、当該第三者の詐欺によって取引が取消されうるとなると過大な調査コストがかかる。

(4)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、愛知弁司法制度調査委、東弁全期会、堂島、日大、親和会、平田総合、日弁連消費者委、日司連、二弁、最高裁（多数）

- ・ 詐欺は、表意者保護の要請が強く、第三者保護の要件として無過失まで要求すべきである。
- ・ 過失要件を通じて表意者と第三者との利害を柔軟に調整することができる。
- ・ 支配的見解の法文化であり、分かりやすい民法の実現に資する。

【反対】

慶大

- ・ 柔軟な解釈の余地を残すため、現行の民法第 96 条第 3 項の規律を維持すべきである。

【その他の意見】

- ・ 強迫との区別を維持してよいのか疑問がある。（日大）
- ・ 取消後の第三者に関する判例法理を取り込まなくてよいのか。（日大）
- ・ 第三者の範囲や意味について、「その意思表示を前提にして新たに法律関係に入った第三者（あるいは「利害関係を有した第三者）」のように明確に規定すべきである。（広大）
- ・ 第三者に善意無過失を要求するのみならず、例えば欺罔行為に対する信頼の正当性のように表意者側の帰責性を考慮する要件についても併せて検討すべきである。（改正研）
- ・ 第三者の有過失について表意者に立証責任を負わせるべきである。（日弁連、大阪弁、東弁）
- ・ 善意無過失の立証責任は第三者に負わせるべきである。（日弁連消費者委）

4 意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）

民法第97条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 相手方のある意思表示は、相手方に到達した時からその効力を生ずるものとする。
- (2) 上記(1)の到達とは、相手方が意思表示を了知したことのほか、次に掲げることをいうものとする。
 - ア 相手方又は相手方のために意思表示を受ける権限を有する者（以下この項目において「相手方等」という。）の住所、常居所、営業所、事務所又は相手方等が意思表示の通知を受けるべき場所として指定した場所において、意思表示を記載した書面が配達されたこと。
 - イ その他、相手方等が意思表示を了知することができる状態に置かれたこと。
- (3) 相手方のある意思表示が通常到達すべき方法でされた場合において、相手方等が正当な理由がないのに到達に必要な行為をしなかったためにその意思表示が相手方に到達しなかったときは、その意思表示は、通常到達すべきであった時に到達したとみなすものとする。
- (4) 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。

(1)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、慶大、愛知弁司法制度調査委、早大、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、日司連、二弁、最高裁（比較的多数）

- ・ 対話者間においては、表白・発信・到達・了知の間の時間的間隔が瞬時であるというだけで、隔地者間に対する意思表示と構造自体は同じであり、区別をする理由はない。
- ・ 現行民法の通説的な見解に基づいて文言を修正するものであり、妥当である。

(2)について

【アに賛成】

日弁連、大阪弁、東弁、横浜弁、東弁倒産法、慶大、早大、親和会、平田総合、サービサー協、日弁連消費者委、J C F A、日司連、二弁、最高裁（比較的多数）

- ・ 了知可能性がある場合の具体的場面として問題ないものであることから、「到達」があったとすることに賛成である。また、配達される意思表示が「書面」とされたことは、明確化につながる。
- ・ 送付した文書が転居先不明を理由として相手方に到達しない場合に、(2)アを

利用することができる可能性があるため、有用性が認められる。

【アに反対】

札幌弁、愛知弁司法制度調査委、日大、改めて見直す会

- ・ 住所、常居所、営業所、事務所は、法人の場合には広すぎる。
- ・ 相手方が失踪した場合でも相手方の住所に郵便物が配達されれば、(2)イには該当しなくても(2)アには該当する可能性があり、到達の範囲が不当に広がる可能性がないか、懸念される。
- ・ 了知可能性が認められる場合の例示列挙については、特に電子メールによる発信・受信についての取扱いについて必ずしもコンセンサスがあるとはいえないため、適切ではない。
- ・ 通信手段の方法は変化しており、例示列挙するよりも解釈に委ねるべき。

【アに関するその他の意見】

- ・ 了知可能性が認められる場合を例示列挙することについては、意思表示の効力発生という重大事に関わるものであり、その文言の明確性に留意すべきである。(日弁連、東弁、横浜弁)
- ・ 情報技術の進化発展等により意思表示についての諸事情が変化し得ることを考えると、詳細・煩瑣な基準を設けるよりも、解釈に委ねることの方が妥当な場合もある。(東弁)

【イに賛成】

日弁連、大阪弁、東弁、横浜弁、東弁倒産法、慶大、愛知弁司法制度調査委、早大、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、J C F A、日司連、二弁、最高裁（比較的多数）

- ・ 意思表示の「到達」の概念を、判例法理を踏まえて法文化するものであり、分かりやすい民法の実現に資する。
- ・ できる限り明確に要件を規定すべきとは思われるが、情報技術の発展等により意思表示の方法が多様化している現状に鑑みると、詳細な基準を規定するよりも、解釈に委ねるほかない。

【イに関するその他の意見】

- ・ 到達の概念については、相手方が社会観念上了知し得べき客観的状态が生じたときと一般的に理解されているから、「相手方又は相手方のために意思表示を受領する権限を有する者が社会観念上意思表示を了知することができる状態に置かれた場合には到達したものとみなす」とすることが相当である。(沖縄弁法制委)

③について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、慶大、愛知弁司法制度調査委、早大、堂島、親和会、平田総合、サービサー協、日弁連消費者委、JCF A、日司連、二弁、最高裁（比較的多数）

- ・ 相手方が意思表示の受領を拒絶するなどしたために、意思表示の到達の有無及びその時期につき問題となった多くの判例の結論を規定するものである。
- ・ 正当な理由のない受領拒絶は到達と扱うべきである。見知らぬ者からの書留郵便の不在配達通知書が配達されていた場合に、その書留郵便を受領しなかったからといって当然に到達と擬制すべきではないが、正当な理由の有無によって適切な判断がされる。
- ・ 送付した文書が受領拒絶を理由として相手方に到達しない場合に、(3)を利用・できる限り明確に要件を規定すべきとは思われるが、情報技術の発展等により意思表示の方法が多様化している現状に鑑みると、詳細な基準を規定するよりも、解釈に委ねるほかない。

要件の明確化・限定を求める意見

- ・ 基本的に賛成するが、具体的要件については、できる限り明確な規律となるように配慮がされるべきである。
- ・ 到達擬制の規定を設けることには賛成するが、「正当な理由なく」と規定するだけでは、到達擬制による不当な不利益を相手方にもたらすおそれが残る。意思表示の到来や内容を認識し得たことを要件とすべきである。

【反対】

兵庫弁

- ・ 表意者と相手方との間に交渉関係や面識があるかどうかを問わず、相手方等に一律に協力義務を課したうえで到達擬制の効果をもたらすものとしていることは、相手方等の予測可能性を害する事態が発生するおそれがあり、妥当性に欠ける。少なくとも、要件設定が緩やかでありすぎるので、修正が必要である。
- ・ 「相手方が正当な理由がないのに到達に必要な行為をしなかった」という要件は不明確であり、意思表示の到達という法律効果の発生の中核をなす概念を巡って、混乱が生ずるのではないかという指摘があった。
- ・ 最一小判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁は、事例判断にすぎず、従前の紛争の経緯等を踏まえて意思表示が了知可能な状況に置かれたと認定したのであって、相手方の帰責性のみを根拠にして到達を認定したわけではないという指摘があった。

【その他の意見】

- ・ 内容には異論がないが、判例をどこまで民法に規定するかについて基準が一貫していないように見受けられる。（立大）
- ・ 「正当な理由」の判断にあたって、相手方等に意思表示の効力発生を妨げる意

図まではないが、到達が生じなかった原因は相手方等にのみ存在する場合など、さまざまな事情が十分考慮されるような規律とすることが、より望ましい。意思表示の到達が擬制されることによる不利益を相手方が引き受けることを正当化するに足りる事情がある場合とすることなど、適切な要件のあり方について、十分検討がなされる必要がある。(損保協)

- ・ 通知先の住所や電話番号等の指定、住所等の変更時における相手方への届出義務の懈怠を理由とするみなし到達等の合意は合理的なものである。そこで、かかる合意に従って通知を行ったときには、「通常到達すべき方法」であり「通常到達すべきであった時」に該当する旨の推定規定を設けることを検討するべきである。(JCF A)

(4)について

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、慶大、愛知弁司法制度調査委、早大、堂島、親和会、平田総合、日弁連消費者委、二弁、最高裁(比較的多数)

- ・ 第97条2項の規定の趣旨は、表意者がその通知を発した後に意思能力を欠く状態になったときにも妥当する。

【反対しない】

日弁連消費者委

【その他の意見】

- ・ 第2のような意思能力の定義規定を置いた場合には、それとの関係で本提案の意思能力の喪失をどのように解釈するのかが不明確となるという指摘があった。(最高裁)

5 意思表示の受領能力(民法第98条の2関係)

民法第98条の2の規律に付け加えて、次のような規定を設けるものとする。

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を欠く状態であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないものとする。ただし、意思能力を欠く状態であった相手方が意思能力を回復した後にその意思表示を知った後は、この限りでないものとする。

【賛成】

日弁連、沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、慶大、愛知弁司法制度調査委、早大、堂島、親和会、平田総合、日司連、二弁、最高裁(比較的多数)

- ・ 民法第98条の2の趣旨は、相手方が意思表示を受領した時に意思能力を欠く状態であった場合にも妥当し、相手方の保護を図る必要があるが、意思能力を回復した後に意思表示を知った場合は、その後に意思表示の効力が及ぶとしても不当ではない。

【反対しない】

日弁連消費者委

- ・ 意思能力を回復しかつ当該意思表示を認識した場合には、意思表示者の保護の観点からは、意思表示の効力を発生させてもやむを得ないとも考えられるため、特に反対はしない。

【反対】

経団連、生保協、日大

- ・ 長期間に及ぶ契約の途中で意思能力を欠くようになった場合に債務の履行の催告や契約の解除をすることができないこととなり、契約の一方当事者にリスクを負担させることとなる。このような規律を設けた場合、既存の安定的な実務を阻害することが懸念されることから、規律を設けることに反対である。
- ・ 電子取引（いわゆるチャットのように、地を隔てていても、即時に応答できるために、対話者に準じて処理すべき場合がある。）を念頭におかない「隔地者」概念を維持すべきか疑問がある。

【その他の意見】

- ・ このような規定を設けるのであれば、意思能力を欠く相手方に対して履行の催告や契約の解除をしようとする表意者の権利実現を図る現実的な代替手段を併せて整備すべきである。（生保協、虎門）
- ・ 第2のような意思能力の定義規定を置いた場合には、それとの関係で本提案の意思能力の喪失をどのように解釈するのかが不明確となるという指摘があった。（最高裁）

6 意思表示に関するその他の意見

民法第94条第2項の類推適用法理の明文化について

- ・ 民法第94条第2項の類推適用法理の明文化について引き続き検討すべきである。具体的には、民法94条第2項の類推適用の場面を類型化して明文化し、その類型によって第三者保護要件を変えることに賛成する。
仮に物権法との関係が問題として民法第94条第2項類推適用を明文化しないとしても、少なくとも、より抽象的な表見法理を明文化することも検討すべきである。（大阪弁）
- ・ 民法第94条第2項の類推適用法理を明文化することにより、帰責性について柔軟な判断ができなくなり、妥当な結論が得られなくなる可能性が否定できない。

(大分弁)

錯誤者の損害賠償責任について

- ・ 論点として取り上げないことに賛成する。錯誤者に無過失の損害賠償責任を負わせることになれば、表意者（とりわけ消費者などの社会的弱者）による錯誤無効の主張を委縮させるおそれがあり、妥当でない。相手方の保護については、既に錯誤無効の成立要件において十分考慮されている上、不法行為責任や契約締結上の過失等の他の法理による救済で十分である。（大分弁）

沈黙による詐欺について

- ・ 沈黙の詐欺が詐欺にあたることを明文化すべきである。また、告知義務（情報提供義務・説明義務）がどのような場合に認められるかについて、考慮要素を示した方が、予測可能性が高まる上国民・市民に分かりやすい民法となる。考慮要素として、「当事者間の情報の質・量や交渉力の格差」や「各当事者の属性・専門性」等を明記すべきである。（大阪弁、東弁、大分弁）
- ・ 相手方の情報提供義務違反によって表意者の意思表示が害されることがあるので、情報提供義務違反による意思表示の取消しを規定することが検討されるべきである。どのような場合に相手方が情報提供義務を負うかは、情報提供義務の違反による損害賠償について定める第27-2(1)～(4)が掲げるところと同じである。そこで、相手方が第27-2に掲げる情報提供義務を負い、かつ相手方に故意がある場合には、意思表示の取消しを認める旨を規定することが適切である。（早大）
- ・ 沈黙による詐欺について規定を置く意義としては、①沈黙による詐欺のうち、相手方が錯誤に陥っていることを知り、それを訂正せずに契約等をする場合、欺罔の故意の代わりに信義則上の告知義務違反が問われること、②信義則上の告知義務が課せられる基準を明らかにすることが考えられる。しかし、②についてコンセンサスが得られていない現段階において、信義則以外の判断基準を示すことは困難である。次に①については、例えばアメリカ契約法におけるように、沈黙による詐欺の故意概念を包含する詐欺一般の故意概念に関する議論の発展の可能性もある。以上から、規定を設けないことに賛成である。（改正研）

第4 代理

【全体に関する意見】

- ・ 代理の定義を置くべきである。（個人2名）
- ・ 任意代理制度は、債権法改正に大きく影響されるものであるから、法制度として配置されている法定代理制度との明確な概念区分をすべきである。（東地税調査研究部）

1 代理行為の要件及び効果（民法第99条第1項関係）

民法第99条第1項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずるものとする。
- (2) 代理人がその権限内において自らを本人であると称してした意思表示もまた、本人に対して直接にその効力を生ずるものとする。

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、個人3名

- ・ 現行法を維持するものである。

【反対】

長野弁、個人1名

(2)について

【賛成】

最高裁（比較的多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、早大、個人5名

- ・ 一般的な理解を明文化するものであるし、本人と代理人の意思に沿う結果を是認するものである。
- ・ 代理人が顕名なくして本人と称した場合、相手方は、代理人によって表示された本人と契約すると考えているのが通常であるから、本人に対して直接効果が生ずるとしても、相手方の保護に欠けるところはない。
- ・ 代理人に代理意思がある場合は正当な代理行為そのものである。権限内の行為である以上は、本人に効力を生ずるとしても不当ではない。

【反対】

長野弁、慶大、日大、日本GE、個人2名

- ・ 真実とは異なる表示が助長されることが懸念される。解釈上認めれば足りる。
- ・ 相手方は法律行為の当事者について錯誤に陥っている可能性があり、相手方の立場も考慮に入れると、代理行為が有効に成立するものとしてしまうことには問題がある。
- ・ なりすましに関する規律を定めるものであるとすれば、そのことは文言からは明らかでない。また、代理人に責任追及できないとすれば不当である。

【その他の意見】

- ・ 無条件・一律に本人への効果帰属を認めるのではなく、効果が帰属する場合を限定的に解する学説も有力であり、慎重に議論をすべきである。(最高裁)
- ・ 相手方の保護をどうするのか等の問題がある。(立大)
- ・ 「相手方が、行為者である代理人ではなく、本人との間で効力を生ずると信じていたとき」という趣旨を明示する必要があるのではないか。(早大、個人1名)
- ・ 名板貸しや非顕名代理との関係が明らかでない。(個人1名)

2 代理行為の瑕疵（民法第101条関係）

民法第101条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (3) 本人が知っていた事情について、本人がこれを任意代理人に告げることが相当であった場合には、本人は、任意代理人がその事情を知らなかったことを主張することができないものとする。
- (4) 本人が過失によって知らなかった事情について、本人がこれを知って任意代理人に告げることが相当であった場合には、本人は、任意代理人がその事情を過失なく知らなかったことを主張することができないものとする。

①について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、慶大、日大、個人4名

- ・ 民法第101条第1項の規律の内容を明確にするものである。
- ・ 合理的な解釈である。
- ・ 代理人の詐欺行為について民法第96条第1項が端的に適用されることが明確になってよい。

【反対】

長野弁、個人2名

- ・ (2)と合わせて1項で足りる。かえって国民の理解を困難にしている。

【その他の意見】

- ・ 「錯誤」の文言を追加すべきである。(早大、個人1名)
- ・ 「意思無能力」や「動機の錯誤」を追加すべきである。(日司連)

(2)について

【賛成】

最高裁(多数)、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人4名

- ・ 民法第101条第1項の規律の内容を明確にするものである。
- ・ 合理的な解釈である。

【反対】

長野弁、個人2名

(3)について

【賛成】

沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、日司連、慶大、日大、個人4名

- ・ 取引の安全という観点と本人が知っていた事情を告げることが相当であったのにしなかったという帰責性との均衡から適切である。
- ・ 合理的な解釈であるし、分かりやすい民法の実現に資する。

【反対】

大阪弁、長野弁、堂島、改めて見直す会、個人5名

- ・ 「告げることが相当」という要件だけでは、範囲が広すぎる。
- ・ 「本人が任意代理人に告げることが期待できない場合」は任意代理人の善意を主張できるとするのが相当である。
- ・ 法定代理の場合も本人が代理人をコントロールできる場合があるから、任意代理に限定した規律とするのは妥当でない。

【その他の意見】

- ・ 「告げることが相当」という要件は、抽象的で評価的にすぎるとの指摘が複数あった。(最高裁)

(4)について

【賛成】

沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、愛知

弁司法制度調査委、二弁、日司連、慶大、日大、個人6名

- ・ 取引の安全という観点と本人が知るべきであった事情を告げることが相当であったのにしなかったという帰責性との均衡から適切である。
- ・ 合理的な解釈であるし、分かりやすい民法の実現に資する。

【反対】

大阪弁、長野弁、堂島、改めて見直す会、早大、個人3名

- ・ 「告げることが相当」という要件だけでは、範囲が広すぎる。
- ・ 過失によって知らない事情についても同様に考えると、本人の監督責任が重くなりすぎる。

【その他の意見】

- ・ 「告げることが相当」という要件は、抽象的で評価的にすぎるとの指摘が複数あった。(最高裁)

3 代理人の行為能力（民法第102条関係）

民法第102条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 制限行為能力者が代理人である場合において、その者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合において、当該法定代理人が代理人としてした行為が当該法定代理人を当事者としてした行為であるとするれば取り消すことができるものであるときは、本人又は民法第120条第1項に規定する者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、個人4名

- ・ 民法第102条の規律の内容を明確にするものであり、分かりやすい民法の実現に資する。
- ・ 自らの意思で制限行為能力者を代理人として選任した以上、任意代理人が制限行為能力者であることを理由とする取消しはできないとすることに問題はない。
- ・ 親族法の分野では、制限行為能力者が法定代理人として代理行為をすることを認めている。

【反対】

札幌弁、長野弁、早大、日大、個人3名

- ・ 例外的な場面にすぎないし、仮にこの規定を置くのであれば、代理権授与行為

の取消しについても、それによって代理権は遡及的に消滅せず既にされた代理行為の効力は覆滅しない旨の規定を置くべきである。

- ・ 民法第102条の規定を存置した上で、制限行為能力者が代理人となった場合の効果を規定するという形式のほうが、より分かりやすい。

(2)について

【賛成】

最高裁（多数）、日弁連、東弁、広島弁、平田総合、日弁連消費者委、二弁、慶大、個人4名

- ・ 本人を保護するためにはやむを得ない適切な立法措置である。
- ・ 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人となるのは基本的には急迫の事態であり、当該法定代理人の行動について公的機関による監督や是正がいまだ入らない前提の下では、取引の安全よりも本人保護を図る必要がある。

【反対】

札幌弁、横浜弁、長野弁、大阪弁、愛知弁司法制度調査委、堂島、日大、個人3名

- ・ 法定代理人については、公的機関による選任や解任の手続によりその判断能力が制度的に担保されている。
- ・ 親族法や後見法の在り方の検討・見直しと同時に進めるべきである。
- ・ 法定代理人の行為が取り消され得るとした場合には、法律関係を確定的にする手段がないのではないか。

【その他の意見】

- ・ 本人保護の観点等から例外規定を設けることは適切であるが、例外的に取消権がある旨を規定すれば足り、取消権者を書き込むことは不要である。（日弁連）

4 代理人の権限（民法第103条関係）

民法第103条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 任意代理人は、代理権の発生原因である法律行為によって定められた行為をする権限を有するものとする。
- (2) 法定代理人は、法令によって定められた行為をする権限を有するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)によって代理人の権限が定まらない場合には、代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有するものとする。

ア 保存行為

イ 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人4名

- ・ 一般的な理解を明文化するものであるし、代理権の範囲を分かりやすく示すものである。

【反対】

長野弁、個人2名

- ・ 「契約又は遺言によって定められた行為」とするほうが、国民にとっては分かりやすい。

(2)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人4名

- ・ 一般的な理解を明文化するものであるし、代理権の範囲を分かりやすく示すものである。

【反対】

長野弁、個人1名

(3)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人4名

- ・ 権限の定めが明確でない代理権授与行為を無効とする必要はないところ、そのような代理権授与行為においては、本人の利益のために代理人の権限を限定する必要がある一方で、保存・利用・改良行為の権限すらないと代理人において適切な行為をすることができず、かえって本人の利益を損ねることになりかねない。
- ・ 民法第103条が任意代理にも適用されることを明確にするものであり、妥当である。

【反対】

長野弁、個人1名

5 復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係） 民法第105条を削除するものとする。

【賛成】

最高裁（比較的多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、慶大、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、二弁、堂島、日司連、日大、早大、個人5名

- ・ 復代理人を選任した任意代理人の債務不履行責任についても、債務不履行の一般原則に従って判断されるべきである。

【反対】

長野弁、愛知弁司法制度調査委、埼玉青年書士、個人4名

- ・ あえて修正する必要はない。
- ・ 債務の履行に第三者を用いる場面と復代理人を用いる場面とを同列に論ずべきではない。

【その他の意見】

- ・ 民法第105条は失当であるが、次のような規定を設けて、より分かりやすくするのが適切である。「代理人は、復代理人を選任した場合も、本人に対して代理人としての責任を負う。ただし、本人の指名した者を復代理人として選任した場合は、その監督を怠った場合のみ責任を負う」。（日弁連、日弁連消費者委）
- ・ 民法第105条は、本人と代理人との間の内部関係に関する規定であるから、仮に削除しないとしても、代理の節に置くべきではない。（東弁）
- ・ 民法第106条の後段も削除すべきである。（早大、個人1名）

6 自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）

民法第108条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人が自己を相手方とする行為をした場合又は当事者双方の代理人として行為をした場合には、当該行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。
- (2) 上記(1)は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。
 - ア 代理人がした行為が、本人があらかじめ許諾したものである場合
 - イ 代理人がした行為が、本人の利益を害さないものである場合
- (3) 代理人がした行為が上記(1)の要件を満たさない場合であっても、その行為が代理人と本人との利益が相反するものであるときは、上記(1)及び(2)を準用するものとする。

(注1) 上記(1)については、無権代理行為とみなして本人が追認の意思表示をしない限り当然に効果不帰属とするのではなく、本人の意思表示によって効果不帰属とすることができるという構成を採るといふ考え方

がある。

(注2) 上記(3)については、規定を設けない(解釈に委ねる)という考え方があ

(1)について

【賛成】

沖縄弁、東弁、一弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、日司連、改正研、個人5名

- ・ 判例法理に沿うものであるし、実務的な支障もない。
- ・ 当然に効果不帰属としても、自己契約及び双方代理は客観的形式的に判断できるから、取引の安全を害しない。また、法定代理の場合は、本人が効果不帰属の意思表示をすることを期待しがたい。
- ・ 自己契約又は双方代理は、本人がその事実を認識していたならば通常は代理権を授与しなかった場合と言えるから、無権代理とみなして本人の保護を図るのが適切である。

【反対】

長野弁、早大、個人2名

- ・ 「無権代理とみなす」という表現は、本来は無権代理ではないがというニュアンスを含むが、端的に無権代理と考えれば足りる。

【(注1)の考え方に賛成】

堂島、慶大

- ・ 本人が実際に自己の利益が害されると判断した場合に限って、効果不帰属の意思表示をすれば足りる。

【(注1)の考え方に反対】

最高裁(相当数)

- ・ 法定代理に適用される場合に本人の保護に欠けるなどの理由で反対する意見が相当数あった。

【その他の意見】

- ・ 効果は端的に無効とすべきである(ただし、無権代理とすることに反対はしない)。悪意又はこれと同視できる重過失ある第三者に対しては、無効主張できる旨の規定を設けるべきである。(大阪弁)
- ・ 代理権の濫用において効果不帰属の意思表示の構成を採るのであれば、自己契約及び双方代理等についても効果不帰属の意思表示の構成を採るべきではないか。(福岡弁)

(2)アについて

【賛成】

沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、改正研、個人4名

- ・ 現行法を維持するものである。

【反対】

長野弁、個人2名

(2)イについて

【賛成】

沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、改正研、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、個人3名

- ・ 民法第108条ただし書の「債務の履行」の要件を適切に実質化するものである。
- ・ 判例・学説が認めているし、基本的には現行法を維持するものである。
- ・ 債務の履行であっても、債務の内容が抽象的にしか定まっていない場合には、その履行についてある程度の裁量の余地が認められ、本人の利益を害する場合も考えられるから、それよりは「本人の利益を害さないことが明らかな行為」とするほうがよい。

【反対】

長野弁、改めて見直す会、慶大、個人1名

- ・ 「本人の利益を害さないものである場合」という要件は、民法第108条の「債務の履行」に比べて基準として曖昧である。

【その他の意見】

- ・ 「本人の利益を害さない」との要件は曖昧にすぎるとの指摘があった。(最高裁)

(3)について

【賛成】

東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、沖縄弁、愛知弁司法制度調査委、長島大野常松、堂島、日司連、全中、慶大、改正研、個人6名

- ・ 代理人が自己の利益を優先することで本人に不利益や損害を生ぜしめる危険性がある行為類型は、自己契約及び双方代理に限られない。
- ・ 判例は利益相反事例には民法第108条の適用を拡張しており、これを立法化するのが相当である。
- ・ 代理人の行為が典型的に本人との利益相反性が認められるものであれば、無権代理と扱うべきである。

相手方や転得者の保護規定を設けることを条件に賛成する意見

- ・ 相手方や転得者が善意無重過失の場合に保護される旨の規定を設けるべきである。
- ・ 本人が相手方や転得者の悪意を主張立証した場合に限り相手方や転得者が保護されない旨の規定を設けるべきである。

【反対】

長野弁、大阪弁、不動協、日本GE、個人5名

- ・ 明文化されることによって、相手方としては、代理人と本人との利益が相反するか否かを常に確認すべき必要が生じかねず、取引について萎縮効果を与えることが懸念される。
- ・ 「利益が相反するもの」という要件だけではその対象範囲が広すぎる。
- ・ 自己契約及び双方代理に該当しない利益相反行為に関しては、民法第108条とは独立した明文規定を設けるべきである。具体的には、悪意又は重過失の相手方に対して無効主張できる旨の規定と、相手方からの転得者などの第三者を保護する旨の規定を設けるべきである。

【(注2)の考え方に賛成】

一弁、西村あさひ、二弁、改めて見直す会、全宅連、全銀協、貿易会、生保協

- ・ 「代理人と本人との利益が相反する」行為といえるか否かを形式的に判断するのか、実質的に判断するのかが必ずしも明らかではない。
- ・ 「代理人と本人との利益が相反する」行為の範囲が不明確である。利益相反の程度・態様には多種多様なものがあるから、一律の対応にはなじまないと考えられる。

【その他の意見】

- ・ 形式的判断説を採用する旨を明示することや、第三者保護規定を設けることも検討すべきである。法定代理への適用については、親族法における関連規定との調整を図る必要がある。(早大、日大、個人1名)
- ・ 利益相反行為に該当するか否かは諸般の事情を踏まえた実質的な判断とならざるを得ないため、相手方にとって利益相反行為に該当するか否かを的確に判断するのは容易ではない。(アンダーソン毛利友常)
- ・ 実質的利益相反について抽象的な要件の規定を設けると、これを手がかりに、現状よりも適用範囲を拡大しようとする主張がされ、適用範囲が無限定となり、混乱が生ずるおそれがあるとの指摘が複数あった。(最高裁)

7 代理権の濫用

- (1) 代理人が自己又は他人の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が当該目的を知り、又は重大な過失によって知ら

なかったときは、本人は、相手方に対し、当該行為の効力を本人に対して生じさせない旨の意思表示をすることができるものとする。

(2) 上記(1)の意思表示がされた場合には、上記(1)の行為は、初めから本人に対してその効力を生じなかったものとみなすものとする。

(3) 上記(1)の意思表示は、第三者が上記(1)の目的を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合に限り、第三者に対抗することができるものとする。

(注) 上記(1)については、本人が効果不帰属の意思表示をすることができるのではなく、当然に無効とするという考え方がある。

(1)について

【賛成】

大阪弁、福岡弁、沖縄弁、堂島、改正研、慶大、日大、早大、個人4名

- ・ 判例の立場は、代理権の濫用に関する一般的な規定が現行民法に存在しないことによる次善の策と考えるべきであるから、代理権の濫用に関する明文の規定を置く必要がある。
- ・ 代理権の濫用は、飽くまで本人・代理人の内部の問題であり、客観的には有権代理であるから、原則として本人に効果帰属し、一定の要件の下で効果不帰属を主張できるという規律にすることも理解できる。

条件付きで賛成する意見

- ・ 相手方の保護要件については、任意代理と法定代理とを区別して検討すべきである。法定代理については、無過失とすることが考えられる。

【反対】

最高裁（相当数）、一弁、広島弁、長野弁、愛知弁司法制度調査委、二弁、改めて見直す会、立大、個人4名

- ・ 本人は、相手方の軽過失を立証するだけでは足りず、重過失まで立証しなければ保護されないことになるが、これでは事実上本人を保護できる場面が著しく狭くなってしまう。相手方に過失がある以上は代理行為の効果を認めないとするのが妥当であり、特に親族による代理権濫用を考えた場合、取引の保護を全面に出すのは疑問である。
- ・ 相手方に悪意又は「過失」がある場合に本人の保護を図るとする判例法理をそのまま取り入れるべきである。判例法理のとおり要件であっても、特に取引の安全が害されることはない。
- ・ 従来判例法理について実際上の不都合がないのであれば、従来判例法理を維持してもよいのではないか。また、代理人に対する本人のコントロールが及びにくい法定代理に適用される場合には、本人保護が後退するのではないか。さら

に、本人の帰責性が相対的に高いと考えられる心裡留保の場面では軽過失の相手方が保護されないのに、本人の帰責性が相対的に低いと考えられる代理権濫用の場面では軽過失の相手方が保護されるのは、利益考量としてバランスが悪いのではないか。

- ・ 効果については無権代理と同様に扱うべきである。特に制限行為能力者の法定代理の場合には、効果不帰属の意思表示をすることが困難である。

【(注) の考え方に賛成】

東弁、日弁連、札幌弁、横浜弁、自由法曹団、日弁連消費者委、平田総合、日司連、個人1名

- ・ 相手方に重過失があることを本人が立証するのは困難であること、実務的には過失の有無の判断の中に規範的な要素や取引における周辺事情の考慮が入ることから、「過失」とすべきである。
- ・ 法定代理については、本人が代理人を選任したわけではないこと、本人による代理人のコントロールは困難であることから、「悪意又は重過失」ではなく、「悪意又は有過失」とすべきである。
- ・ 効果不帰属の意思表示という概念については、意思表示の時的限界や催告制度の導入など詰めるべき課題が多い。また、制限行為能力者の法定代理の場合には、効果不帰属の意思表示をすることが困難である。
- ・ 効果不帰属の意思表示の構成ではなく、判例法理に沿って無効とすべきである。

【その他の意見】

- ・ 代理権濫用行為の効果については、効果不帰属の意思表示によって効果不帰属になるのではなく、相手方が代理人の目的を知り得た場合には、本人の意思表示を待つまでもなく、実体法上、無権代理(効果不帰属)と考えるべきではないか。
(個人1名)

(2)について

【賛成】

大阪弁、福岡弁、愛知弁司法制度調査委、堂島、改正研、慶大、早大、日大、個人3名

- ・ 効果不帰属の意思表示の効果としては妥当である。

【反対】

最高裁(相当数)、札幌弁、自由法曹団、日弁連消費者委、東弁、一弁、広島弁、横浜弁、日弁連、長野弁、平田総合、二弁、改めて見直す会、個人2名

- ・ 効果不帰属の意思表示という新たな概念を用いる必要はない。
- ・ 行為の時点から当然に効果を否定すべきであるから、「意思表示がされた場合には、…本人に対してその効力を生じなかったものとみなす」旨の規定は不要で

ある。

(3)について

【賛成】

大阪弁、愛知弁司法制度調査委、福岡弁、二弁、堂島、沖縄弁、東弁、日弁連、自由法曹団、日大、慶大、早大、個人4名

- ・ 取引安全の観点から妥当である。
- ・ 代理権の濫用は、本人と代理人との間の問題にすぎないので、第三者の悪意又は重過失の立証責任を本人に負わせるのが妥当である。

条件付きで賛成する意見

- ・ 法定代理における代理権濫用の場合は、通常は、本人は代理人をコントロールできる状況にないので、第三者の保護要件を善意・無重過失ではなく善意・無過失とすることを検討すべきである。

【反対】

最高裁（相当数）、札幌弁、横浜弁、ファンの会、一弁、広島弁、長野弁、平田総合、日弁連消費者委、改めて見直す会、個人1名

- ・ 本人が第三者の悪意又は軽過失を主張立証すれば第三者に対抗できるとすべきである。保護要件の緩和は過度に取引安全に偏重したものである。
- ・ 本人が第三者の悪意を主張立証した場合に限り第三者に対抗できるとすべきである。利益相反行為の場合以上に、代理人の目的の内容は第三者に不明な場合が多いであろうから、重過失を理由に第三者の保護を否定する理由はない。
- ・ 効果不帰属の意思表示という新たな概念を用いる必要はない。

8 代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）

民法第109条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 本人が相手方に対して他人に代理権を与えた旨を表示した場合において、その他人がその表示された代理権の範囲内の行為をしたときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、相手方が、その他人がその表示された代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでないものとする。
- (2) 上記(1)の他人がその表示された代理権の範囲外の行為をした場合において、相手方が当該行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、相手方が、その他人がその表示された代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでないものとする。

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人5名

- ・ 現民法の規律を維持し、効果を分かりやすく表現したものである。
- ・ 合理的な解釈であるし、判例法理に沿うものである。

【反対】

長野弁、個人2名

【その他の意見】

- ・ 本人が事実と反することを認識しながら、意図的に代理権授与表示を行い、これを相手方が信頼したという場合には、相手方の保護要件は善意で足りるとすべきである。（早大、個人1名）

(2)について

【賛成】

東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人5名

- ・ 判例法理を明文化するものであり、分かりやすい民法の実現に資する。
- ・ 賛成であるが、正当理由の判断要素を明文化することによって、より分かりやすくするのが妥当である。

【反対】

沖縄弁、長野弁、改正研、立大、個人3名

- ・ 重畳適用を認める判例法理自体に異論はないが、例外的な場合であり、行為規範として必要なものでもない。そのような場合についてまで条文化をすることは、条文を膨大化して煩瑣にすぎ、分かりやすい民法の実現に資するとも思われない。
- ・ 白紙委任状に関する規律等を解釈に委ねる一方で、重畳適用についてのみ立法化する意義はどこにあるのか。判例が確立している典型論点であるとはいえ、法文の必要性については実務上も学理上も疑問である。

【その他の意見】

- ・ ただし書にある相手方の悪意、有過失の判断は本文の「正当な理由」の判断と重複するので、ただし書を設ける必要はないとの指摘が複数あった。（最高裁）

9 権限外の行為の表見代理（民法第110条関係）

民法第110条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 代理人がその権限外の行為をした場合において、相手方が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。

(2) 代理人が自らを本人であると称してその権限外の行為をした場合において、相手方が代理人の行為が本人自身の行為であると信ずべき正当な理由があるときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、日大、個人4名

- ・ 現行法の規律を実質的に維持し、規定を分かりやすくするものである。
- ・ 表見代理の適用対象は多様であるため、要件面において「正当理由」構成を維持し、判断基準を明文化せずに解釈・運用に委ねる立法形式を提示した点については、賛成である。

【反対】

長野弁、個人1名

【その他の意見】

- ・ 正当理由の判断要素を明文化すべきである。（日弁連、東弁、広島弁、札幌弁）

(2)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、二弁、堂島、日司連、改正研、日大、個人4名

- ・ 判例法理を明文化するものである。
- ・ 賛成であるが、正当理由の判断要素を明文化することによって、より分かりやすくするのが妥当である。

【反対】

長野弁、愛知弁司法制度調査委、慶大、立大、個人3名

- ・ 条文化するほど重要な判例であるか疑問である。
- ・ 例外的な場面にすぎないから、規定を設けるべきではない。
- ・ 代理権の範囲の欠陥についての治癒を、代理行為の成立要件の欠陥についての治癒にも及ぼすことになってしまう。

10 代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）

民法第112条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人であった者が代理権の消滅後にその代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその代理権の消滅の事実を知らなかったときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、相手方がその代理権の消滅の事実を知らなかったことにつき過失があったときは、この限りでないものとする。
- (2) 代理人であった者が代理権の消滅後にその代理権の範囲外の行為をした場合において、相手方が、その代理権の消滅の事実を知らず、かつ、当該行為についてその者の代理権があると信ずべき正当な理由があるときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、相手方がその代理権の消滅の事実を知らなかったことにつき過失があったときは、この限りでないものとする。

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、改正研、慶大、早大、日大、個人5名

- ・ 判例法理を明文化するものであり、分かりやすい民法の実現に資する。
- ・ 民法第112条は、過去に存在した代理権に対する信頼を保護するものであるから、善意の対象は、過去に代理権が存在していたことを知っており、かつ、この代理権の消滅を知らないことであり、この通説・判例を明文化するものである。

条件付きで賛成する意見

- ・ 代理権が消滅したにもかかわらず代理行為の効果を主張しようとする相手方が自己の善意無過失を主張立証すべきであるから、ただし書の内容を「過失がないとき」に修正の上、本文に移すべきである。

【反対】

長野弁、立大、個人1名

- ・ 無権代理人が過去に代理権を有していたことを相手方が知っていた場合にのみ保護されるという解釈は、通説とは異なる。通説に従わない理由も説得的ではない。

(2)について

【賛成】

東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、愛知

弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、早大、日大、個人5名

- ・ 判例法理を明文化するものであり、分かりやすい民法の実現に資する。
- ・ 賛成であるが、正当理由の判断要素を明文化することによって、より分かりやすくするのが妥当である。

条件付きで賛成する意見

- ・ ただし書の内容を「過失がないとき」に修正の上、本文に移すことを条件に賛成する。

【反対】

沖縄弁、長野弁、改正研、立大、個人2名

- ・ 重畳適用を認める判例法理自体に異論はないが、例外的な場合であり、行為規範として必要なものでもない。そのような場合についてまで条文化をすることは、条文を膨大化して煩瑣にすぎ、分かりやすい民法の実現に資するとも思われない。

【その他の意見】

- ・ 相手方の悪意、有過失の判断は、「正当な理由」の判断と重複するとの指摘が複数あった。(最高裁)

11 無権代理人の責任（民法第117条関係）

民法第117条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 他人の代理人として契約をした者は、その代理権を有していた場合又は本人の追認を得た場合を除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負うものとする。
- (2) 上記(1)は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。
 - ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていた場合
 - イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかった場合。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを自ら知っていたときを除くものとする。
 - ウ 他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知らなかった場合。ただし、重大な過失によって知らなかったときを除くものとする。
 - エ 他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかった場合

(1)について

【賛成】

最高裁（多数）、沖縄弁、東弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総

合、日弁連消費者委、アンダーソン毛利友常、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、改正研、慶大、個人3名

- ・ 現行の民法第117条第1項の規律の内容を明確にするものであり、分かりやすい民法の実現にする。
- ・ 代理権を有していたこと又は本人の追認を得たことは、一般に代理人の抗弁事由と解されているから、規定のあり方として、「～を除き」とする提案は、妥当である。

【反対】

長野弁、個人2名

【その他の意見】

- ・ 「その代理権を有していた場合又は本人の追認を得た場合を除き」の部分は、代理人の抗弁なので、記載方法としては、「ただし、その代理権を有していた場合又は本人の追認を得た場合を除く」とするのが適当である。(改めて見直す会)

(2)アについて

【賛成】

最高裁(比較的多数)、沖縄弁、東弁、一弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、アンダーソン毛利友常、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、早大、個人5名

- ・ 現行の民法第117条第2項の規律を実質的に維持するものである。
- ・ 相手方が悪意の場合に無権代理人の責任を負わせる必要はない。

【反対】

長野弁、改めて見直す会、個人2名

(2)イについて

【賛成】

最高裁(比較的多数)、東弁、一弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、アンダーソン毛利友常、愛知弁司法制度調査委、堂島、日司連、慶大、個人3名

- ・ 自己に代理権がないことを知っている代理人は、本人の追認が得られなければ相手方に対して自己が責任を負うことを覚悟しているはずであり、この場合の代理人を相手方の犠牲の下で保護する必要はない。
- ・ 現行の民法第117条第2項に利益考量の要素を加えたものとして妥当である。
- ・ 無権代理人の責任が代理制度の信用保持のための法定責任であることからすれば、相手方に過失がある場合にまで無権代理人に責任を負わせる必要はない(無権代理人が悪意であるときは除く)。相手方に重過失がある場合にのみ無権代理

人の責任を負わせるという学説は相当でない。

【反対】

沖繩弁、一弁、長野弁、二弁、改めて見直す会、早大、立大、日大、個人3名

- ・ 相手方に重過失がある場合に限り(2)イ本文が適用されるものとするべきである。現行法にもある問題だが、相手方に軽過失があれば代理人に重過失があっても免責されてしまうことには疑問がある。
- ・ 無権代理人が故意に無権代理行為をした場合のほか、重過失で無権代理行為をした場合についても、(2)イと同様に、相手方に過失があっても無権代理人は責任を免れないものとするべきである。

(2)ウについて

【賛成】

東弁、一弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、アンダーソン毛利友常、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、個人3名

- ・ 代理行為の直前に本人が死亡した場合などを考えれば、また、無権代理人の責任が「履行又は履行に代わる損害賠償責任」という重い責任であることからすれば、無権代理人を一定程度保護するのは妥当である。
- ・ 無権代理人に一切の抗弁を許さずに取引の安全を保護するのは妥当でない。

【反対】

沖繩弁、長野弁、改めて見直す会、埼玉青年書士、全銀協、立大、改正研、早大、日大、個人4名

- ・ 相手方が善意無過失である以上、無権代理人の責任は、代理権があると誤解して本人の追認を得られなかった無権代理人が負うべきである。
- ・ 無権代理の場面で無権代理人と相手方の保護の必要性を比較した場合には、相手方を保護すべきとの価値判断が優越する場合が多い。
- ・ 無権代理人が全く過失なく代理人としての行為をしたのであれば、免責が認められるべき場合があるとしても、軽過失があるときは、善意無過失の相手方の保護を優先すべきである。
- ・ (2)のアからウまでを適用した結果は次の表のとおりであるが、イただし書（代理人の悪意）及びウただし書（代理人の重過失）の主張立証責任がいずれも相手方にあるのでは、代理人の免責範囲が広すぎる。とりわけ、現行法にもある問題だが、相手方に軽過失があれば代理人に重過失があっても免責されてしまうこと（イ本文）には疑問がある。

	相手方悪意	相手方善意有過失	相手方善意無過失
代理人悪意	責任×（ア）	責任○	責任○

代理人善意重過失	責任× (ア)	責任× (イ)	責任○
代理人善意無重過失	責任× (ア、ウ)	責任× (イ、ウ)	責任× (ウ)

【その他の意見】

- ・ 無権代理人が負う不法行為責任との平仄を合わせるために、「重大な過失」ではなく、「過失」としてはどうかとの指摘が複数あった。(最高裁)
- ・ 代理取引の信用維持という観点から、善意の無権代理人の免責を認めるのは相当でなく、他人物売主と同様に、代理権の存否につき法定の保証責任として履行責任を負わせる構成を検討してよいのではないか。(改正研)

(2) エについて

【賛成】

最高裁 (比較的多数)、沖縄弁、東弁、一弁、広島弁、札幌弁、横浜弁、日弁連、大阪弁、平田総合、日弁連消費者委、アンダーソン毛利友常、愛知弁司法制度調査委、二弁、堂島、日司連、慶大、個人3名

- ・ 現行法を維持するものである。
- ・ 無権代理人が行為能力を有しない場合、そもそも単独で法律行為をする能力がないのであるから、自らのために法律行為をしたのと同様、契約をしたことの責任は否定されるべきである。

【反対】

長野弁、日大、個人2名

- ・ 未成年者が代理人と称して行動している場合に、未成年者が「制限行為能力者」であるとの理由で一律に民法第117条の責任を免れるというのは行き過ぎである。事理弁識能力を欠く者のみが免責されるとすべきである。

【その他の意見】

- ・ 民法第21条(制限行為能力者の詐術)のような除外規定を設けるべきである。(個人1名)

12 授権 (処分権授与)

- (1) 他人に対し、その他人を当事者とする法律行為によって自己の所有権その他の権利を処分する権限を与えた場合において、その他人が相手方との間で当該法律行為をしたときは、当該権利は、相手方に直接移転するものとする。この場合において、当該権利を有していた者は、相手方に対し、その他人と相手方との間の法律行為においてその他人が相手方に対して主張することのできる事由を、主張することができるものとする。
- (2) 上記(1)の場合については、その性質に反しない限り、代理に関する規定を準用するものとする。

(注) 授権に関する規定は設けない(解釈に委ねる)という考え方がある。

【賛成】

東弁、平田総合、慶大、早大、個人3名

- ・ 授権のルールの特明確化を図るものであり、分かりやすい民法の実現に資する。

条件付きで賛成する意見

- ・ 委託販売以外に処分授権をする場合がどの程度あるのか等の問題を検討する必要がある。

【反対】

広島弁、二弁、日弁連、長野弁、名川・岡村、日司連、経営法友会、経済法令研、立大、日大、個人6名

- ・ 具体的な要件・効果や実務への影響が不明確なまま立法化され、市民にわかりやすい法改正という理念から乖離したものになる懸念が否定できない。
- ・ 一部の外国法で認められているが、我が国に導入する積極的な理由はない。
- ・ 外観上授権の有無を確認できず、法律関係が不明瞭となり悪用される可能性がある。
- ・ 宅建業法上の他人物売買の禁止や中間省略登記の禁止の法理の潜脱手段として、又は物権の中間取得者類似の地位を有する被授権者の脱税の手段として、濫用的に用いられる可能性が高い。
- ・ 間接代理等との区別が曖昧である。

【(注)の考え方に賛成】

沖繩弁、一弁、兵庫弁、札幌弁、横浜弁、大阪弁、自由法曹団、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、堂島、改めて見直す会、貿易会

- ・ 授権に関して明文の規定を設けるべき実務上の必要性・有用性が特に見受けられない。
- ・ 「授権」という概念は一義的に明確でなく、問屋の行為・取次ぎとの関係を完全に整理することは困難である。
- ・ 私法上の大原則である私的自治の重大な例外をなすものであり、相応の立法事実が必要と思われるところ、そのような立法事実が存在するとは思われない。

【その他の意見】

- ・ 処分授権(又はこれに類する法律関係)に基づく取引も実務上想定されるところではあるものの、今般の債権法改正においてかかる制度を導入する必要性については疑問がある。(アンダーソン毛利友常)
- ・ 「その性質に反しない限り、代理に関する規定を準用する」という包括準用の規定を設けるだけなのであれば、結局、個々の意思表示の解釈の問題に帰着するので、規定を設けるまでもないのではないかとの意見が複数あった。また、仮に

規定を設けるのであれば、批判の多い義務設定授権を含まないことを明らかにするという観点から、講学上定着している「処分授権」という語を用いた方がよいとの指摘もあった。(最高裁)

第5 無効及び取消し（第5については、一部の意見の取りまとめが未了である。）

【全体に関する意見】

- ・ 全体として改正する必要はない。従前の判例解釈で十分である。(長野弁)

1 法律行為の一部無効

法律行為の一部が無効となる場合であっても、法律行為のその余の部分の効力は妨げられないものとする。ただし、当該一部が無効であることを知っていれば当事者がその法律行為をしなかったと認められる場合には、その法律行為は無効とするものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【賛成】

大阪弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、平田総合、日弁連消費者委、コンビニ問題弁連、愛知弁司法制度調査委、早大

- ・ 法律行為の一部が無効となっても法律行為そのものは影響を受けないのが原則であるが、当事者が当該一部が無効であるとわかっていればその法律行為をしなかった場合にまで、その法律行為に拘束されるのは不当である。
- ・ 法律行為の一部が無効となる場合に残部がいかなる効力を有するかは、両当事者の仮定的意思に従って決せられることになるものと考えられるが、本試案の規律は、このような理解に適合するものである。
- ・ 当事者の意思に合致する。

【反対（注に賛成）】

沖縄弁法制委、一弁、経営法友会、連合、立大、生保協、貿易会、西村あさひ、沖縄弁、改めて見直す会、日大

- ・ 法律行為の無効が法律行為全体に及ぶかどうかは、事案の性質、無効原因が当事者のいずれによって生じたものか、相手方保護の必要性その他の事情などを勘案して判断する必要があり、画一的な基準を定めることは実務の混乱を惹起するおそれがある。
- ・ 「当事者がその法律行為をしなかったと認められる場合」という判断基準が不明確であり、混乱を招く。

- ・ 法律行為の定義が定かでないため、本提案がどのような場合に適用されるのか曖昧であり、混乱を招く。
- ・ 中間試案が特定の条項の一部無効と法律行為の一部無効を区別しているかどうか明らかでないが、両者は明確に区別できず、区別して規律することは実務に大きな混乱を生じさせる。両者を区別せずに規定しているとしても、消費者契約や約款に関して適用除外をすることなく、残部が原則として有効となると規定すれば、消費者契約や約款取引において不当条項を誘発することとなる。
- ・ 今日では、日本で就労する外国人労働者について、ブローカーが渡航費用の貸付等の名目で多額の前借金を貸付けて人身拘束を行うという問題が頻発している。法律行為の一部無効が条文化された場合には、人身拘束は無効であるが前借金返還約定は有効との主張に法的根拠を与えることになりかねない。
- ・ ドイツでは一部錯誤に関する規定であったが、中間試案では錯誤の効果は取消しであるから、この規定がどのような場合に適用されるのか不明である。さらに、公序良俗違反を理由とする無効では、無効とされる理由によっては、一部無効が認められては困る場合も出てくる。
- ・ 法律行為の一部が無効となる場合において無効となるべき範囲は、事案の性質のみならず、無効原因が当事者のいずれによって生じたものであるか、相手方保護の必要性その他の事情によっても変わると考えられる。
- ・ 「当事者」とはいずれの当事者を意味するのか、当事者双方を意味するのか明らかではなく、また、「その法律行為をしなかったと認められる」の判断基準も明らかではない。
- ・ 「一部が無効であることを知っていれば当事者がその法律行為をしなかったと認められる場合」という要件は主観的であり、そのような要件により法律行為の有効性を判定することになるのでは、取引の法的安定性を著しく害するものであり妥当ではない。
- ・ 一部無効の効果規定を設けるのであれば、そもそも無効の効果について、取消しのような原則規定（概念規定）を設けるべきではないか。
- ・ ただし書は当事者の主観を重視しているが、考慮要素はこれに尽きるものではなく、どのような場合に一部無効になり、どのような場合に全部無効になるかを一律に定めることは困難であるとの指摘が複数あった。

【その他の意見】

- ・ 趣旨には賛同するが、本提案の文言だけでは、無効原因の内容によって定まる無効の範囲の問題と、無効原因から一度無効の範囲が画された後に、当事者の認識によって無効の範囲が拡大する場面との関係が不明確である。無効原因自体から法律行為全体について無効が認められるはずの事案について、当事者の認識次第で無効の範囲が制限される懸念がある。（東弁、日弁連）

- ・ 当事者意思から離れて、規範的に無効範囲を決すべき場合が存在すると考えられるから、ただし書を「ただし、当該一部が無効であることを知っていれば当事者がその法律行為をしなかったと認められる場合には、一部が無効とする法令の趣旨から一部無効に留めるべき場合を除き、その法律行為は無効とするものとする。」と改めてはどうか。(阪大)
- ・ 契約の一部のみが無効となり、残部の効力が維持される場合に、無効となった部分をどのように補充するかという問題は、補充的解釈の規定(第29、3)とは別に検討する必要がある。(阪大)
- ・ 他の部分に影響しないという原則の明文化には賛成するが、例外的に全体が無効となる場合については、そもそもまれな場合であるし、法律行為が無効になるという効果の重大性を考慮すると、明文化には慎重であるべきである。(JR各社)
- ・

2 無効な法律行為の効果

- (1) 無効な法律行為(取り消されたために無効であったとみなされた法律行為を含む。)に基づく債務の履行として給付を受けた者は、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、給付を受けたもの及びそれから生じた果実の返還をすることができないときは、その価額の償還をしなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の無効な法律行為が有償契約である場合において、給付を受けた者が給付を受けた当時、その法律行為が無効であること又は取り消すことができることを知らなかったときは、給付を受けたものの価額の償還義務は、給付を受けた者が当該法律行為に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値の額又は現に受けている利益の額のいずれか多い額を限度とするものとする。
- (3) 上記(1)の無効な法律行為が有償契約以外の法律行為である場合において、給付を受けた者が給付を受けた当時、その法律行為が無効であること又は取り消すことができることを知らなかったときは、給付を受けた者は、それを知った時点でその法律行為によって現に利益を受けていた限度において上記(1)の返還の義務を負うものとする。
- (4) 民法第121条ただし書の規律に付け加えて、次のような規定を設けるものとする。

意思能力を欠く状態で法律行為をした者は、その法律行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。ただし、意思能力を欠く状態で法律行為をした者が意思能力を回復した後にその行為を了知したときは、その了知をした時点でその法律行為によって現に利益を受けていた限度において、返還

の義務を負うものとする。

(注) 上記(2)については、「給付を受けた者が当該法律行為に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値の額又は現に受けている利益の額のいずれか多い額」を限度とするのではなく、「給付を受けた者が当該法律行為に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値の額」を限度とするという考え方がある。

全体について

【賛成】

日弁連消費者委、早大

- ・ 法律行為が無効となった場合の効果や返還請求権の範囲の規定を設けることは、分かりやすい民法という観点から賛成である。
- ・ 無効・取消しによる原状回復につき、民法703条および704条に対する特則を規定することには、法律関係の明確化に資するものとして賛成する。

【反対】

沖縄弁法制委、兵庫弁、札幌弁、立大、愛知弁司法制度調査委、改めて見直す会

- ・ 不法原因給付との関係は分かりにくいものとなる。
- ・ 不当利得法の根幹に関する態度決定を伴うものと考えられ、そのような議論を回避して給付利得の「巻き戻し」についてのみ議論することには疑問がある。
- ・ 検討に値する論点であるが、不当利得法全体との関係の調整が必要であり議論すべき問題が多く残されているため、時期尚早である。
- ・ 不当利得法分野における改正作業とあわせて議論をすべきであり、現時点においては解釈に委ねるべきである。
- ・ 学説がまとまっているとは言いがたい。
- ・ 本提案では、不当利得との関係も不明であるだけでなく、善悪の立証責任も不明である。そのため、これらを整理すべく、(2)、(3)を原則として、悪意の立証をした場合に(1)とすべきである。

【その他の意見】

- ・ (2)では現存利益を問題にしているのに対し、(3)では、無効であること又は取り消すことができることを知った時点での現存利益を問題にしているが、異なる扱いをすることについて合理性があるのか疑問であるという指摘があった。
(最高裁)
- ・ 仮に規定を設ける方向で検討するのであれば、給付した物の返還について同時履行の抗弁権の適用があるか否かを明確にすることを検討すべきであるという指摘があった。(最高裁)
- ・ 仮に代理権濫用の効果として効果不帰属の意思表示を認める方向で検討するのであれば、その意思表示が行われた場合の後処理についても検討すべきであると

いう指摘があった。(最高裁)

(1)について

【賛成】

大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、東弁倒産法、大分弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、早大

- ・ 法律行為が無効な場合に、債務の履行として給付をした者は、当該無効な法律行為が存在しなかったのと同様の状態を回復することができるようにすべきである。

【その他】

- ・ 詐欺や強迫によって押し付けられた利得については、現存利益を返還すれば足りるという例外規定を設けるなど、慎重に検討すべきである。(日弁連消費者委、NACS、改正研、かわさき)
- ・ 双務契約の清算関係において、無効の場合と同じく原状回復原則を採用する旨につき明文化すべきである。(改正研)
- ・ その給付を受けたもの及びそれから生じた果実又は使用利益を返還しなければならないものとするというように、使用利益を追加すべきである。(広大)
- ・ 価額が、“客観的に算定された価額”であることを明確にすべきである。(広大)
- ・ 民法704条所定の法定利息が生ずるのか否かが不明確であるという指摘があった。(最高裁)

(2)について

【賛成】

東弁、一弁、横浜弁、東弁倒産法、大分弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、

- ・ 双務的な債務を負う当事者間においては、給付を受けたものの返還が不可能になった場合でも価額償還義務が存続するものとしつつ、価額償還義務の範囲を合理的に限定すべきであり、その調整の規律として妥当である。

補足意見

- ・ 無効原因が不法行為にも該当する場合には、これに基づいて損害賠償請求ができることを明確にするために、無効又は取消しの主張一般について、損害賠償請求を妨げないという規定を置くべきである。
- ・ 許容されない経済活動を行った者が得た利益はすべて吐き出すべきであるので、相手方が、詐欺・強迫・暴利行為を行った場合は例外とするべきである。

【反対】

大阪弁、早大

- ・ 詐欺や強迫によって取り消された場合の被害者、公序良俗違反、暴利行為など表意者を保護すべき理由によって無効となった場合、不法原因給付にあたりと規律するか、有償契約・双務契約であっても現存利益に限るべきである。
- ・ 返還義務者が無効原因等について悪意となった以上は、少なくともその時点における現存利益については、相手方による返還請求を受ける可能性があることを覚悟すべきである。これは有償契約であるか否かにかかわらず妥当し得るのであり、(2)においても、(3)と同様の規律がなされるべきであると考えらる。

【その他の意見】

- ・ 現存利益を考慮する見解は、我が国において未だ通説の地位を確立しておらず、民法典に取り入れるのは時期尚早である。したがって、「現に受けている利益の額のいずれか多い額」を削除することを提案する。(広大)
- ・ 総則規定中に、有償契約・無償契約という概念を用いた規定を設けることには疑問がある。(日大)
- ・ 「給付し若しくは給付すべきであった価値の額」の算定基準時が不明確であるという指摘があった。(最高裁)

(3)について

【賛成】

大阪弁、東弁、一弁、横浜弁、東弁倒産法、大分弁、大分弁、平田総合、日弁連消費者委、早大

- ・ 上記(1)の原則を貫くと、善意の当事者が予想外に高額償還義務を負わされる場面が生じかねない一方、給付を行った者が原状回復を求められることはないので、現存利益の限度で返還をすれば足りるとするのが妥当である。

補足意見

- ・ 許容されない経済活動を行った者が得た利益はすべて吐き出すべきであるので、相手方が、詐欺・強迫・暴利行為を行った場合は例外とするべきである。

【その他の意見】

- ・ 総則規定中に、有償契約・無償契約という概念を用いた規定を設けることには疑問がある。(日大)

(4)について

【賛成】

沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、東弁倒産法、大分弁、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、改正研、早大

- ・ 意思能力を欠く状態が継続している間は利得を消失させても責められないから、常に利得消失の抗弁を認めることが妥当であるが、意思能力を回復して行為を了

知した場合には、その時点で存する利益を返還させるのが妥当である。

【その他の意見】

- ・ 意思無能力または制限行為能力者である受益者の返還義務の軽減については、原因において自由な行為における軽減を否定した上で、相手方においてそのような状態を利用する不誠実が認められる場合につき信義則により調整すれば足りる。(改正研)
- ・ 取消後の費消についても軽減を認めつつ、利得消滅の抗弁が信義に反する場合に運用上制限すればよい。(改正研)
- ・ 現存利益の法理を取消しの場合に限定するべきか、特定商取引法や割賦販売法のクーリングオフあるいは解除における原状回復との均衡を考えるべきではないか、また錯誤無効等でも考慮すべきではないかなど、(4)の試案だけでは不十分ではないか。(日大)

【反対】

損保協

- ・ 意思能力を「その法律行為をすることの意味を理解する能力」と広く捉える場合、返還義務を一律に軽減することは、必要以上の保護を与え、相手方の利益との間のバランスを失するケースが生ずるおそれ大きい。

3 追認の効果（民法第122条関係）

民法第122条ただし書を削除するものとする。

【賛成】

沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、日大、最高裁（多数）

- ・ 適用の余地のない無用の規定である。

4 取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）

民法第124条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、追認権者が取消権を行使することができることを知った後にしなければ、その効力を生じないものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかの場合には、上記(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しないものとする。
 - ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合
 - イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をする場合

(1)について

【賛成】

沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、最高裁（比較的多数）

- ・ 追認とは取消権の放棄であるから、取消権を行使することを知っていたことを要するとすべきである。
- ・ 判例法理の明文化である。

【反対】

車販協、生保協

- ・ 従来の「法定追認にあたる事情さえ存在すれば取消権は行使できない」との考え方は明確な基準であり、取引の安全を図る意味で重要な役目を果たしてきた。これに対し、法定追認の要件として表意者の取消可能性の認識という主観的要件が必要とされることは、長期間取引を不安定な状態におくこととなり、実務上の影響が懸念される。
- ・ 法定追認について取消権者の主観である「取消可能性の認識」について要件に加えることになるが、保険契約者等が、保険保護を確保する意思を持って保険料債務の履行を決意したにもかかわらず、遡及的に契約の有効・無効を選択できるようなことにならないよう、少なくとも裁判外の実務においては「取消可能性の認識」があったという事実を認定することは極めて難しいことも踏まえて、慎重に検討することを要望する。

【その他の意見】

- ・ 法定追認の場合も、取消権が行使できることを知ったあとにしか法定追認が生じないことを明確にしておくべきである。（大阪弁）
- ・ 取消権の行使可能性の認識についても、「取消しの原因となっていた状況が消滅」したことと同じく、追認の効力発生を主張する者が立証責任を負うことになりそうであるが、そうすると、法定追認の主張は、現状に比べてきわめて困難になることが予想されるので、その当否について慎重な検討が必要である。（早大）
- ・ 「取消権を行使することができることを知った後」という要件を追加することと法定追認の制度（125条）との整合性には配慮されたい。（日大）
- ・ 法定追認に適用されると相手方に不測の損害が生じかねないなどとして大判大正12年6月11日民集2巻396頁の判例法理を変更することに疑念を表明する意見もあった。（最高裁）

(2)について

【賛成】

沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、日弁連、平田総合、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、最高裁（比較的多数）

- ・アは現行法を維持するものであり、イは一般的な理解を明文化するものである。

5 法定追認（民法第125条関係）

民法第125条の規律に、法定追認事由として、「弁済の受領」及び「担保権の取得」を付け加えるものとする。

（注）「弁済の受領」及び「担保権の取得」を付け加えないという考え方がある。

【賛成】

平田総合、信販協、早大

補足意見

- ・ 文言についてはさらなる検討を要する。特に「受領」という文言を用いる点については、追認意思を推認させる行為を要する旨が適切に示されているかにつき、なお慎重な検討が必要である。

【担保権の取得を付け加えることに賛成】

仙台弁

- ・ 担保権を取得した場合にまで取消権の行使を認める必要性は乏しい。

【反対（注に賛成）】

沖縄弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、兵庫弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、日弁連、車販協、静岡書士、貿易会、損保協、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、埼玉青年書士、改めて見直す会、最高裁（複数）

- ・ 追認意思のない押しつけ的な外形的事実によって法定追認とされるのは不当である。

6 取消権の行使期間（民法第126条関係）

民法第126条の規律を改め、取消権は、追認をすることができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅するものとし、行為の時から10年を経過したときも、同様とするものとする。

（注）民法第126条の規律を維持するという考え方がある。

【賛成】

平田総合、改正研、最高裁（比較的多数）

- ・ 「取消権を行使することができることを知った」ことが時効の起算点となるのであれば、期間の短縮は不利益がないのではないか。

【反対（注に賛成）】

沖繩弁法制委、大阪弁、東弁、一弁、兵庫弁、横浜弁、札幌弁、東弁倒産法、ファン
の会、日弁連、静岡書士、自由法曹団、日弁連消費者委、愛知弁司法制度調査委、改
めて見直す会

- ・ 現行法の行使期間が不適切とは言えず、積極的に変更をする理由がない。

補足意見

- ・ 錯誤による意思表示の効果を取消しとする場合には、相手方に催告権を認める
等一定の保護を検討すべきである。

【その他の意見】

- ・ 抗弁権の永久性の導入により、相手方からの速やかな履行請求ひいてはこれに
対する取消権行使による法律関係の早期安定化を促すことになるため、明文化す
べきである。(改正研)
- ・ 取消しによる清算の制限期間という観点から、期間内に取消権のみならず原状
回復請求権の行使を求めるべきである。(改正研)
- ・ 基本的に現行法を維持するという注の考え方に賛成するが、時効制度の見直し
の内容等を踏まえると、本文の考え方に反対はしない。(早大)
- ・ 詐欺などの不法行為としての性格をも有する行為の取消しについては、取消権
者の保護に欠けることのないように留意すべきであるとの指摘もあった。(最高
裁)

7 無効及び取消に関するその他の意見

法律行為が無効であることの帰結について

- ・ 部会資料29第2、3(1)「法律行為が無効であることの帰結」[31頁]は分
かりやすい民法の実現に資するから、検討すべきである。(東弁)

相手方の催告権について

- ・ 錯誤については、錯誤の規定の箇所に相手方の催告権の規定を置くことにより、
相手方について、その不安定な地位から早期に脱する手段を認めるのが妥当であ
るから、部会資料29第2、4(4)「相手方の催告権」[47頁]について検討す
べきである。(東弁)

複数の法律行為の無効について

- ・ 複数の契約に密接な関係がある場合に、その一つの不履行に基づいて全体の解
除を認めた判例(最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁)を明
文化すべきである。(東弁、日弁連、日弁連消費者委)

押し付けられた利益の返還について

- ・ 違法行為抑止の観点は清算過程でも反映されなければならないのであり、いわ
ゆる「押し付けられた利益」の返還が問題となる場面については、民法第708
条や民法第121条ただし書きの趣旨に照らして、返還義務を免れる旨の規定を

明記すべきである。(日弁連消費者委)

第6 条件及び期限

1 条件

条件に関する民法第127条から第134条までの規律は、基本的に維持した上で、次のように改めるものとする。

(1) 民法第127条に条件という用語の定義を付け加え、条件とは、法律行為の効力の発生・消滅又は債務の履行を将来発生することが不確実な事実の発生に係らしめる特約をいうものとする。

(2) 民法第130条の規律を次のように改めるものとする。

ア 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が、条件を付した趣旨に反して故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができるものとする。

イ 条件が成就することによって利益を受ける当事者が、条件を付した趣旨に反して故意にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができるものとする。

(1)について

【賛成】

改正研、最高裁（比較的多数）、親和会、日司連、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、個人3名

- ・ 条件という語は多義的であるから（例、619条、629条の用法）、総則編第五章第五節の意味における「条件」が何を意味するかを明定することは、概念の明確化にとって有益であると考え。
- ・ 債務の履行に条件が付されているとみるのが自然な場合があると思われることから、履行条件という概念を定義することに賛成である。

補足意見

- ・ 法律行為の効力の変更が生ずる場合も念頭に「法律行為の効力の発生・変更・消滅」とし、債務と呼ぶことが厳密な意味ではできない無権原占有者の明渡義務を念頭に「義務の履行」とすべきではないか。
- ・ 定義については、「将来発生することが不確実な事実の発生又は不発生に係らしめる」とすべきである。

【反対】

長野弁、沖縄弁、個人2名

- ・ 条件とは、将来発生するか否か不確実な事実そのものを指すこともあること、行政行為にも条件が付されることもあることなどを考慮すると、定義として不適

切である。

- ・ 条件のみについて定義を付すことには疑問がある。
- ・ 「条件」という用語自体は日常用語からかけ離れたものではないし、このような講学的な規定を設けて分かりやすくなるものではない。
- ・ 「履行条件」という用語については、「効力発生条件」とは別に新たに用語を設ける必要性に疑問があり、単に用語の整理という観点から付け加えることについては反対する。

(2)アについて

【賛成】

改正研、最高裁（比較的多数）、親和会、日司連、損保協、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、沖縄弁、個人2名

- ・ 最終的に条件を付した当事者の意思解釈の問題であることに鑑み、かつ、紛れをなくす意味でも、妥当である。
- ・ 条件の成就を妨げることが社会通念上望ましい場合においてまで、その条件が成就したものとみなして不利益を受けさせることは適当でないため、法文上もその点を明確化することには意義がある。

【反対】

改めて見直す会、長野弁、個人2名

- ・ 「条件を付した趣旨に反して」との文言は不明確である。概要欄で挙げられている事例には民法130条の「妨げた」の解釈によって十分に対応可能である。

(2)イについて

【賛成】

改正研、最高裁（比較的多数）、親和会、日司連、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、沖縄弁、個人2名

【反対】

長野弁、個人3名

- ・ 平成6年最高裁判決の事案は、不法行為をしないことを停止条件として、損害賠償を求める事案であって、もともと、民法第132条後段によって無効となる法律行為であり、無効となるものであり、そのため、現行民法の立案時にも規定が設けられなかった。したがって、規定を設ける必要がない。

全体について

【その他の意見】

- ・ 第132条（不法条件）は、第90条の規律に委ねるべきであり、削除すべきである。（改正研、個人）
- ・ 停止条件及び解除条件については、定義を設けるか、分かりやすい言葉に改める必要がある。（親和会、日司連、日弁連、大阪弁、沖縄弁）
- ・ 停止条件を効力発生要件等に、解除条件を効力消滅要件に改めることについては、一般人にわかりやすくする意味は大きいから、賛成である。ただし、文字数が多く、テクニカルタームとは言えず、その意味以外の使い方ができなくなる点で専門家には使いにくいから、他の用語とすべきである。（改正研）

2 期限

期限に関する民法第135条から第137条までの規律は、基本的に維持した上で、次のように改めるものとする。

- (1) 民法第135条に期限という用語の定義を付け加え、期限とは、法律行為の効力の発生・消滅又は債務の履行を将来発生することが確実な事実の発生に係らしめる特約をいうものとする。
- (2) 民法第135条第1項の規律を次のように改めるものとする。
 - ア 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に発生するものとする。
 - イ 債務の履行に始期を付したときは、期限が到来するまで、その履行を請求することができないものとする。
- (3) 民法第137条第2号の規律を改め、債務者が、その義務に反して、担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたときは、債務者は、期限の利益を主張することができないものとする。

(1)について

【賛成】

改正研、最高裁（比較的多数）、親和会、日司連、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、沖縄弁、個人2名

補足意見

- ・ 法律行為の効力の変更が生ずる場合も念頭に「法律行為の効力の発生・変更・消滅」とし、債務と呼ぶことが厳密な意味ではできない無権原占有者の明渡義務を念頭に「義務の履行」とすべきではないか。

【反対】

長野弁、個人2名

- ・ 期限という用語自体は日常用語からかけ離れたものではないし、このような講学的な規定を設けて分かりやすくなるものではない。
- ・ 期限とは、将来発生することの確実な事実ないし日時そのものを指すこともあること、行政行為にも期限が付されることもあることなどを考慮すると、定義として不適切である。

(2)アについて

【賛成】

改正研、最高裁（多数）、親和会、日司連、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、沖縄弁、個人2名

【反対】

長野弁、個人2名

(2)イについて

【賛成】

改正研、最高裁（多数）、親和会、日司連、広大、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、沖縄弁、個人2名

【反対】

長野弁、個人2名

補足意見

- ・ 履行期限を定めたとあるが、期限は附款であり、条文化においては136条との関係を整理する必要がある。（債務者は履行に応じるのも自由であり、弁済期は債務者の反論として機能する。）
- ・ 「履行を請求することができない」ではなく、「履行を要しない」とすべきである。

(3)について

【賛成】

改正研、最高裁（比較的多数）、親和会、日司連、堂島、早大、二弁、愛知弁司法制度調査委、日弁連、慶大、東弁倒産法、札幌弁、横浜弁、東弁、大阪弁、沖縄弁、個人2名

【反対】

長野弁、個人2名

- ・ 担保の滅失等の行為は、一般に債務者の義務に反するものと考えられるので、担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたときは期限の利益を喪失する旨を本

文で規定した上で、そのことが債務者の義務に反しない特殊な事情があるときはこの限りではない旨をただし書で規定するのが相当である。

補足意見

- ・ 任意規定であることを確認し、現在の実務上の特約の効力を妨げないように配慮すべきである。

全体について

【その他の意見】

- ・ 「始期」「終期」という用語については、「停止条件」「解除条件」と比べると、その用語から一義的に内容を理解することは容易であると考えられるので、これらの用語を改める必要はない。(日司連)
- ・ 民法第137条第1号は、破産法の規律と整合性がとれていないし、実務的にも、同号を存続させると、財団債権についても一律に期限の利益を喪失する事態が生じ、遅延損害金の発生等により破産財団が毀損するおそれがあることなどから、同号を削除すべきである(東弁倒産法)。
- ・ 履行期限や意思表示の期限についても規定しなくてよいのか。(個人)

(別紙)

意見提出団体とその略称対比表

団体名	略称
愛知県弁護士会司法制度調査委員会	愛知弁司法制度調査委
愛知中小企業家同好会	愛知中企同
足立区消費者センター	足立消セン
アンダーソン・毛利・友常法律事務所有志	アンダーソン毛利友常
一般社団法人音楽電子事業協会	音電協
一般社団法人外国損害保険協会	外国損保協
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	建設コンサル協
一般社団法人住宅生産団体連合会	住団連
一般社団法人情報サービス産業協会	情報サービス協
一般社団法人新経済連盟	新経連
一般社団法人信託協会	信託協
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク	銀行資金決済ネット
一般社団法人全国サービス協会	サービス協
一般社団法人全国信用金庫協会	全信協
一般社団法人全国信用組合中央協会	全信組協
一般社団法人全国信用保証協会連合会	全信保連
一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会	電情産協
一般社団法人投資信託協会	投資信託協
一般財団法人土地総合研究所	土地総合研
一般社団法人日本映像ソフト協会	映像ソフト協
一般社団法人日本音楽著作権協会	JASRAC
一般社団法人日本ガス協会	ガス協
一般社団法人日本共済協会	共済協
一般社団法人日本クレジット協会	クレ協
一般社団法人日本建設業連合会	日建連
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会基本問題検討特別委員会	建築士協
一般社団法人日本資金決済業協会	資金決済協
一般社団法人日本自動車販売協会連合会	車販協
一般社団法人日本自動車リース協会連合会	自動車リース協

一般社団法人日本倉庫協会	日倉協
一般社団法人日本損害保険協会	損保協
一般社団法人日本動画協会	日本動画協
一般社団法人日本ビルディング協会連合会	ビル協
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会	VC協
一般社団法人日本貿易会	貿易会
一般社団法人不動産協会	不動協
一般社団法人不動産証券化協会	不動産証券化協
一般社団法人不動産流通経営協会	不動産流通協
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	モバコンフォーラム
一般社団法人流動化・証券化協議会民法改正ワーキング・グループ	流動証券協
茨城県建築連合会	茨城建連
医療過誤問題研究会	医療過誤研
医療問題弁護団	医療弁
岩田合同法律事務所	岩田合同
牛島総合法律事務所	牛島
ABL協会	ABL協
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク	ライフリンク
NPO法人福岡・翼の会	翼の会
愛媛法学会民法改正検討会	愛媛法学会
大分県弁護士会	大分弁
大阪司法書士会	大阪書士
大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科民法担当教員	阪大
大阪弁護士会	大阪弁
大阪弁護士会交通事故委員会有志	大阪弁交通委
岡山県建設労働組合	岡山建労組
沖縄弁護士会	沖縄弁
沖縄弁護士会司法法制委員会	沖縄弁法制委
オリックス株式会社	オリックス
株式会社アトリウム	アトリウム
株式会社インデックス	インデックス
株式会社進栄産業	進栄産業
株式会社日本証券クリアリング機構	クリアリング機構
株式会社ほふりクリアリング・株式会社証券保管振替機構	ほふり・保振

過労死弁護団全国連絡会議	過労死弁連
九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団	医療問題福岡弁護団
京都弁護士会	京都弁
金融法委員会有志	金融法委
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	クリフォードチャンス
群馬弁護士会	群馬弁
経営法友会	経営法友会
慶應義塾大学法学部・法科大学院民法専任者会議	慶大
経済同友会	同友会
経済法令研究会債権法改正研究会	経済法令研
欠陥住宅被害全国連絡協議会	欠陥住協
公益社団法人全国消費生活相談員協会	全相協
公益社団法人全国消費生活相談員協会関東支部消費者契約研究会	全相協関東
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会	全宅連
公益社団法人全日本不動産協会	全不協
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会	NACS
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	日管協
公益社団法人リース事業協会	リース事業協
国際企業法務協会	国際企業法務
国際取引法フォーラム有志	国際取引
コンビニ・フランチャイズ問題弁護士連絡会	コンビニ問題弁連
債権法改正を考えるヨラテングファンの会	ファンの会
最高裁判所	最高裁
埼玉県弁護士会	埼玉弁
埼玉青年司法書士協議会	埼玉青年書士
在日米国商工会議所	A C C J
札幌弁護士会	札幌弁
JR各社	JR
静岡県司法書士会	静岡書士
下森定 他1名	下森他
社団法人生命保険協会	生保協
ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社	リート
自由法曹団市民問題委員会	自由法曹団

松柏行政書士事務所	松柏行政書士
全国競売評価ネットワーク	競売評価ネット
全国証券問題研究会	証券問題研
全国信販協議会	信販協
全国青年司法書士協議会	全国青司協
全国繊維科学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)	UAゼンセン
全国中小企業団体中央会	全中
全国B型肝炎訴訟弁護団	B型肝炎弁護団
仙台弁護士会	仙台弁
全保連株式会社	全保連
損害保険労働組合連合会	損保労組
第一東京弁護士会	一弁
第一東京弁護士会総合法律研究所組織内法務研究部会有志	一弁総研
第二東京弁護士会	二弁
田中利美 他51名	田中他
中小企業家同友会全国協議会	中企同協
中部弁護士会連合会司法制度調査委員会	中弁連司法制度調査委
TMI総合法律事務所弁護士有志	TMI
電話リース被害大阪弁護団	電話リース大阪
TOA株式会社	TOA
ドイツ民法研究会有志	ドイツ研
東京グリーン法律事務所	東京グリーン
東京青年司法書士協議会	東京青司協
東京税理士会制度部	東税制度部
東京地方税理士会制度部	東地税制度部
東京地方税理士会調査研究部	東地税調査研究部
東京中小企業家同友会	東京中企同
東京都民銀行	都民銀
東京弁護士会	東弁
東京弁護士会倒産法部	東弁倒産法
東京弁護士会法友全期会	東弁全期会
堂島法律事務所有志	堂島
特定非営利活動法人NORS	NORS
特定非営利活動法人かわさきコンシューマーネット	かわさき

特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会	後遺障害者家族会
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	消費者支援関西
特定非営利活動法人消費者機構日本	消費者機構日本
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	消費者支援福岡
特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会	東京脳機能協
栃木県建設労働組合	栃木建労組
虎門中央法律事務所債権法改正検討チーム	虎門
長島・大野・常松法律事務所有志	長島大野常松
長野県弁護士会	長野弁
名川・岡村法律事務所	名川・岡村
西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	西川シドリー
西村あさひ法律事務所	西村あさひ
日本貸金業協会	貸金業協
日本クレジットカード協会	クレカ協
日本経済団体連合会	経団連
日本GE株式会社	日本GE
日本司法書士会連合会	日司連
日本証券業協会	日証協
日本商工会議所・東京商工会議所	日商・東商
日本消費者金融協会(JCFA)	JCFA
日本大学法学部民事法研究会	日大
日本チェーンストア協会	チェーンストア協
日本知的財産協会	知財協
日本電子決済推進機構	電子決済機構
日本弁護士連合会	日弁連
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会	日弁連消費者委
日本弁理士会知財活用推進委員会	弁理士会知活委
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	マルチペイ協
日本労働組合総連合会	連合
日本労働弁護団債権法プロジェクトチーム	労働弁
脳外傷友の会「しずおか」	脳外傷友の会
農林中央金庫	農中
橋口祐介 他1名	橋口他
濱口博史 他11名	濱口他
兵庫県弁護士会	兵庫弁

平田総合法律事務所	平田総合
広島弁護士会	広島弁
福岡県司法書士会	福岡書士
福岡県弁護士会	福岡弁
弁護士法人アヴァンセリーガルグループ・弁護士(パートナー)	アヴァンセ
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所・一般社団法人日本企業 再建研究会	虎ノ門国際
法曹親和会	親和会
保証人紹介業問題被害者の会	保証人紹介業被害者会
保証被害対策全国会議	保証被害会議
広島大学民法担当教員 堀田親臣 他6名	広大
丸の内総合法律事務所	丸の内総合
三重弁護士会	三重弁
三菱電機株式会社	三菱電機
民法改正の必要性を改めて見直す会	改めて見直す会
「民法の改正を考える」研究会	改正研
森・濱田松本法律事務所有志	森濱田松本
ヤフー株式会社	ヤフー
山梨県弁護士会	山梨弁
預金保険機構	預保
横浜弁護士会	横浜弁
43条対策会議	43条対策
リース被害京都弁護団	リース京都
利息制限法金利引下実現全国会議	利限法会議
立教大学 角紀代恵 他5名	立大
流通系クレジット会社協議会	流通クレ協
早稲田大学民法改正研究会	早大